

# 企業年金のガバナンス について

# 目次

## 1. 企業年金のガバナンスに関するこれまでの議論の整理

### 1-1. 企業年金のガバナンスに関する現状

・企業年金のガバナンス規制について	6
・DB制度におけるガバナンスに係る規定①	7
・DB制度におけるガバナンスに係る規定②	8
・DB制度におけるガバナンスに係る規定③	9
・企業年金の運営方式について	10
・基金型DBにおける意思決定と執行	11
・基金型DBの組織の構成員	12
・基金型DBの理事の責任	13
・規約型DBにおける意思決定と執行	14
・資産運用委員会	15
・基金型DBにおける内部監査	16
・行政による監査	17
・DBの資産運用に関するルールの現状	18
・DBの資産運用の基本方針で定めるべき内容	19
・DBの情報開示内容の現状①	20
・DBの情報開示内容の現状②	21

### 1-2. 企業年金のガバナンスに関する指摘及び論点の整理

・企業年金のガバナンスに関するこれまでの議論の場	23
・これまでの議論における主な指摘①	24
・これまでの議論における主な指摘②	25
・これまでの議論における主な指摘③	26
・これまでの議論における主な指摘④	27
・（参考）OECD私的年金作業部会によるガイドラインの概要①	28
・（参考）OECD私的年金作業部会によるガイドラインの概要②	29
・（参考）企業年金部会における確定給付企業年金のガバナンスに関する指摘	30
・（参考）日本公認会計士協会からの提言	31
・企業年金のガバナンスに関する論点の整理	32

## 2. 企業年金のガバナンスに係る論点

### 2-1. 組織・行為準則

①権限・責任分担のあり方	
・（再掲）企業年金の運営方式について	36
・（参考）規約型・基金型DBの資産規模別分布	37
・（参考）DBの運営方式に係る経緯	38
・（再掲）基金型DBにおける意思決定と執行	39
・基金型DBにおける代議員会と理事の役割	40
・（再掲）基金型DBの組織の構成員	41
・基金型DBの意思決定・執行の仕組みに関する有識者の意見等	42
・（再掲）規約型DBにおける意思決定と執行	43
・規約型DBにおける運営構造上の課題	44
・規約型DBにおける課題への指摘	45
◎ 権限・責任分担のあり方に関する論点	46
②資産運用委員会のあり方	
・（再掲）資産運用委員会	49
・資産運用委員会に関する指摘	50
・（参考）厚生年金基金の資産運用委員会の設置状況	51
◎ 資産運用委員会のあり方に関する論点	52
③基金の理事の専門性のあり方	
・理事の専門性に関する有識者の指摘等	54
◎ 基金の理事の専門性のあり方に関する論点	55
④柔軟で弾力的な給付設計を行う場合の対応	
・柔軟で弾力的な給付設計を行う場合の関係者の関与のあり方	57
・諸外国の柔軟で弾力的な給付設計	58
・柔軟で弾力的な給付設計が可能な諸外国の対応 [オランダ]	59
・柔軟で弾力的な給付設計が可能な諸外国の対応 [アメリカ]	60
・カナダにおける検討の状況	61
◎ 柔軟で弾力的な給付設計を行う場合の対応に関する論点	62

<b>2-2. 監査のあり方（会計監査）について</b>	
・（再掲）（参考）日本公認会計士協会からの提言	64
・（参考）専門家による会計監査に関する指摘等	65
・専門家による会計監査に関する他の法人の取扱い	66
◎ <b>監査のあり方（会計監査）に関する論点</b>	67
<b>2-3. 資産運用ルールのあり方</b>	
・（再掲）DBの資産運用に関するルールの現状	69
・厚生年金基金の資産運用ルール見直しの背景	70
・厚生年金基金の資産運用ルールの見直し	71
◎ <b>資産運用ルールのあり方に関する論点</b>	72
<b>2-4. 加入者への情報開示のあり方</b>	
・（再掲）DBの情報開示内容の現状①	74
・（再掲）DBの情報開示内容の現状②	75
・情報開示に関する諸外国の事例等	76
◎ <b>加入者への情報開示のあり方に関する論点</b>	77

# 1. 企業年金のガバナンスに関する これまでの議論の整理

# 1 - 1. 企業年金のガバナンスに 関する現状

# 企業年金のガバナンス規制について

- 企業年金制度の目的は、公的年金と相まって加入者の高齢期の所得保障を充実させることにある。
- 企業年金は、掛金の拠出を行ってから実際に年金給付が行われるまで数十年の期間を要するが、このような長期に渡る仕組みを、将来の給付が確実に行われるよう適切に運営していくためには、制度を健全に運営するための体制の整備等(＝企業年金のガバナンスの確保)が重要。
- 確定給付企業年金法等の企業年金関係法令においては、企業が任意で行う企業年金制度について、給付等の自由な設計をベースとしつつも、企業年金の実施に必要不可欠と考えられる運営体制等については、法令等で規定されている。

# DB制度におけるガバナンスに係る規定①

- 現行の法令・通達に規定されている確定給付企業年金（以下「DB」という。）のガバナンスに係る主な事項を分類すると、①組織及び行為準則、②執行状況の監査等、③資産運用のルール、④加入者への情報開示、に大別できる。

## ① 組織及び行為準則

- **企業年金を運営する上で必要な意思決定・執行の体制を整えるとともに、加入者や受給者の受給権保護を図る観点から、事業主や基金の理事について、加入者等に対する忠実義務、注意義務等の行為準則が定められている。**

### 《関連法令・通達》

#### 【基金型DBに係る規定】

- **代議員会に係る規定**（DB法第18条～第19条、令第15条）
  - ・代議員は、半数を事業主が選定、半数を加入者で互選する。
  - ・規約の変更や毎年度の予算・決算等は、代議員会の議決を経なければならない。代議員会の議事は過半数で決する。
- **理事に係る規定**（DB法第21条～第23条）
  - ・理事は、半数を事業主が選定した代議員において互選、半数を加入者で互選した代議員において互選する。
  - ・理事長は、事業主が選定した代議員である理事のうちから、理事が選挙する。
  - ・基金の業務は理事の過半数により決し、理事長が業務を執行する。
  - ・理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して積立金の管理運用に関する基金の業務を執行することができる。
- **理事の行為準則に係る規定**（DB法第70条、資産運用ガイドライン(通知)）
  - ・理事は、法令、厚生労働大臣の処分、規約、代議員会決議を遵守し、基金のため忠実に業務を遂行しなければならない。
  - ・理事は、基金に対し、善良なる管理者の注意をもって職務を遂行する義務を負う。（つづく）



# DB制度におけるガバナンスに係る規定②

## (「① 組織及び行為準則」のつづき)

- ・ 理事は、自己又は基金以外の第三者の利益を図る目的をもって資産運用契約等をしてはならない。
  - ・ 理事は、積立金の管理運用業務についてその任務を怠ったときは、基金に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。
  - ・ 基金は、規約の定めにより、代議員会の議決を経て、法の行為準則に違反した理事を交代させることができる。
- 資産運用委員会の設置・役割等に係る規定（資産運用ガイドライン(通知)）

## 【規約型DBに係る規定】

- 規約変更に係る規定（DB法第6条）
- ・ 規約変更の承認申請は、事業所に使用される者の過半数を代表する者等の同意を得て行わなければならない。
- 資産運用委員会の設置・役割等に係る規定（資産運用ガイドライン(通知)）
- 事業主の行為準則に係る規定（DB法第69条、資産運用ガイドライン(通知)）[基金型DBの理事と同様の忠実義務等]

## ② 執行状況の監査等

- **企業年金の事業運営が法令等に基づき適正に実施されているかを検証し、必要に応じて是正改善の措置を講ずることを目的として、基金における内部監査及び行政による監査について、必要な事項が定められている。**

## 《関連法令・通達》

- 基金型DBにおける内部監査に係る規定（DB法第21条～第22条、規約の承認及び認可の基準等について(通知)）
- ・ 監事は、代議員会で、事業主が選定した代議員と加入者で互選した代議員からそれぞれ1人を選挙する。
  - ・ 監事は、基金の業務を監査する。また、監査の結果に基づき、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。
- その他の規定（DB法第97条、第101条～第102条、監査の実施について(通知)）
- ・ 厚生労働大臣は、DBに対して報告徴収、監査、業務改善命令等を行うことができる。
  - ・ 年金数理に関する書類は、年金数理人が確認し、署名押印したものでなければならない。

# DB制度におけるガバナンスに係る規定③

## ③ 資産運用のルール

- **安全で効率的な年金資産の運用を行うことにより、加入者や受給者の受給権の保護を図るため、分散投資等を基本とした運用ルールが定められている。**

### 《関連法令・通達》

- ・積立金の運用を安全かつ効率的に行わなければならない。（DB法第67条）
- ・事業主及び基金は、運用の基本方針を作成し、基本方針に沿って運用しなければならない。（DB令第45条）
- ・運用の基本方針に定めるべき事項について（DB則第83条）
- ・加入者数300人未満、資産額3億円未満の規約型企業年金等は、運用の基本方針を定めることを要しない。（DB則第82条）
- ・分散投資の努力義務及び管理運用業務を執行する理事の設置義務について（DB令第46条）
- ・政策的資産構成割合を定めること等の努力義務について（DB則第84条）
- ・運用の基本方針や政策的資産構成割合の策定の考え方等について（資産運用ガイドライン）

## ④ 加入者への情報開示

- **加入者に対する説明責任を果たし、加入者利益に沿った企業年金の運営が行われるよう、加入者に対する適切な情報開示に係る事項について定められている。**

### 《関連法令・通達》

- ・事業主及び基金は、DBの業務概況について、加入者に周知させなければならない。（DB法第73条）
- ・事業主及び基金が周知させなければならない事項及び周知させる方法について（DB則第87条）

# 企業年金の運営方式について

□ 確定給付企業年金(以下「DB」)には、

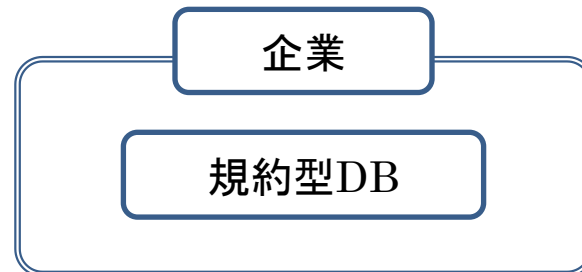
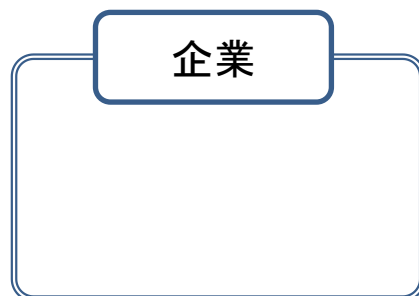
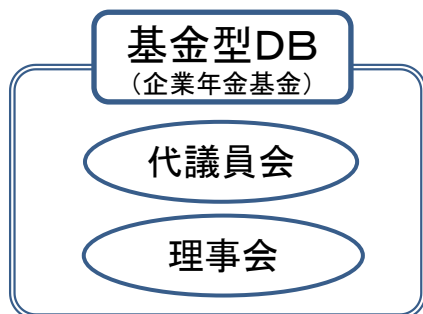
- (i) 企業から独立した法人格を持つ企業年金基金を設立し、この基金において事業主と加入者が主体的に年金資産の管理・運用や年金給付等を行う「**基金型DB**」と、
  - (ii) 独立した法人格は持たず、事業主が実施主体となって、事業主と加入者で定めた規約に基づき、事業主が資産管理運用機関と契約を結び、年金資産の管理・運用や年金給付等を行う「**規約型DB**」
- の2つの運営方式がある。

## 《基金型DB》

- ・企業から離れた専用組織で長期的な運用を行うことができる。
- ・代議員会や理事などの意思決定機関や業務執行機関が充実している一方、人件費等の運営コストを要し、規模の小さい企業が単独で実施することが難しい。

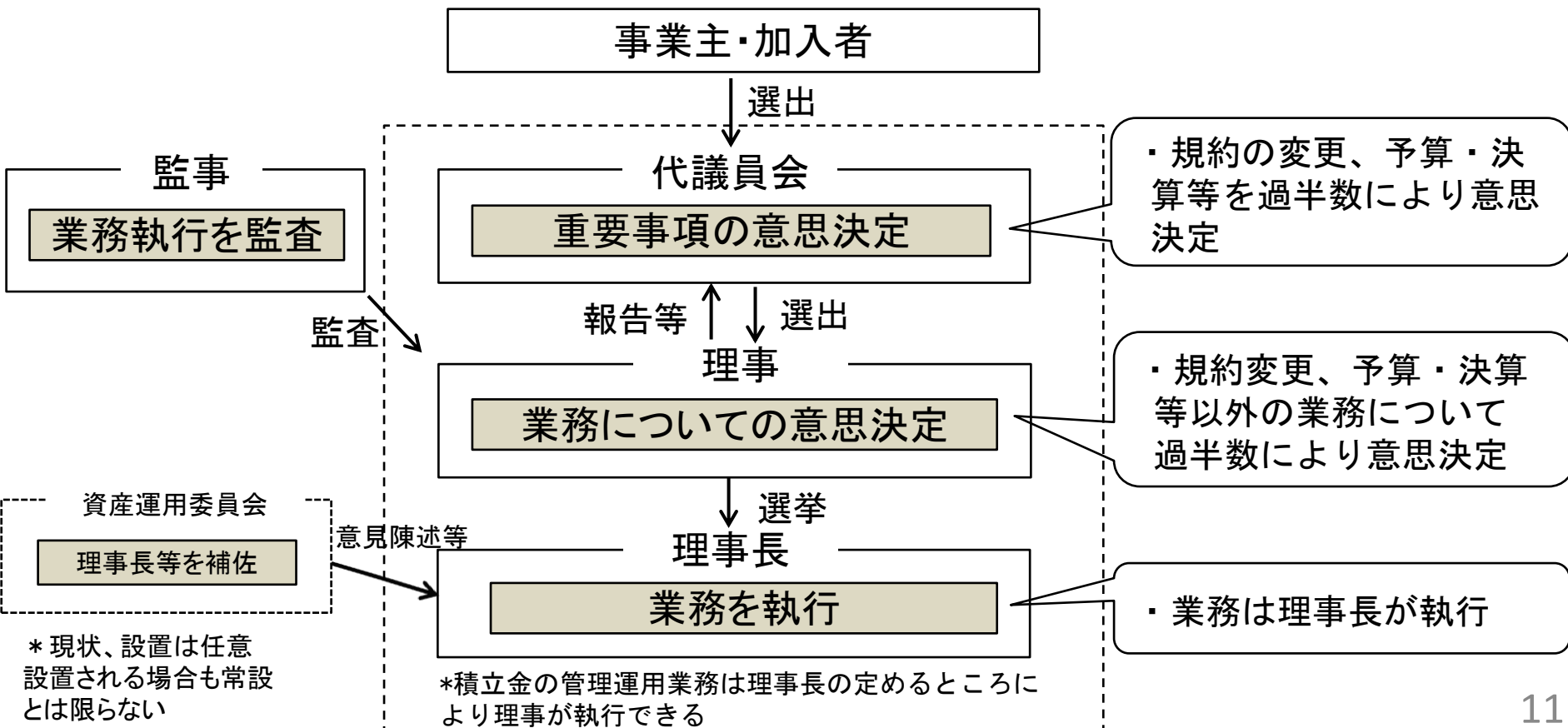
## 《規約型DB》

- ・企業の労務管理の一環として迅速に決定し運営することが可能であり、運営コストも基金型と比べて低い。
- ・事業主が実施主体となるため、企業の経営に左右されやすい。



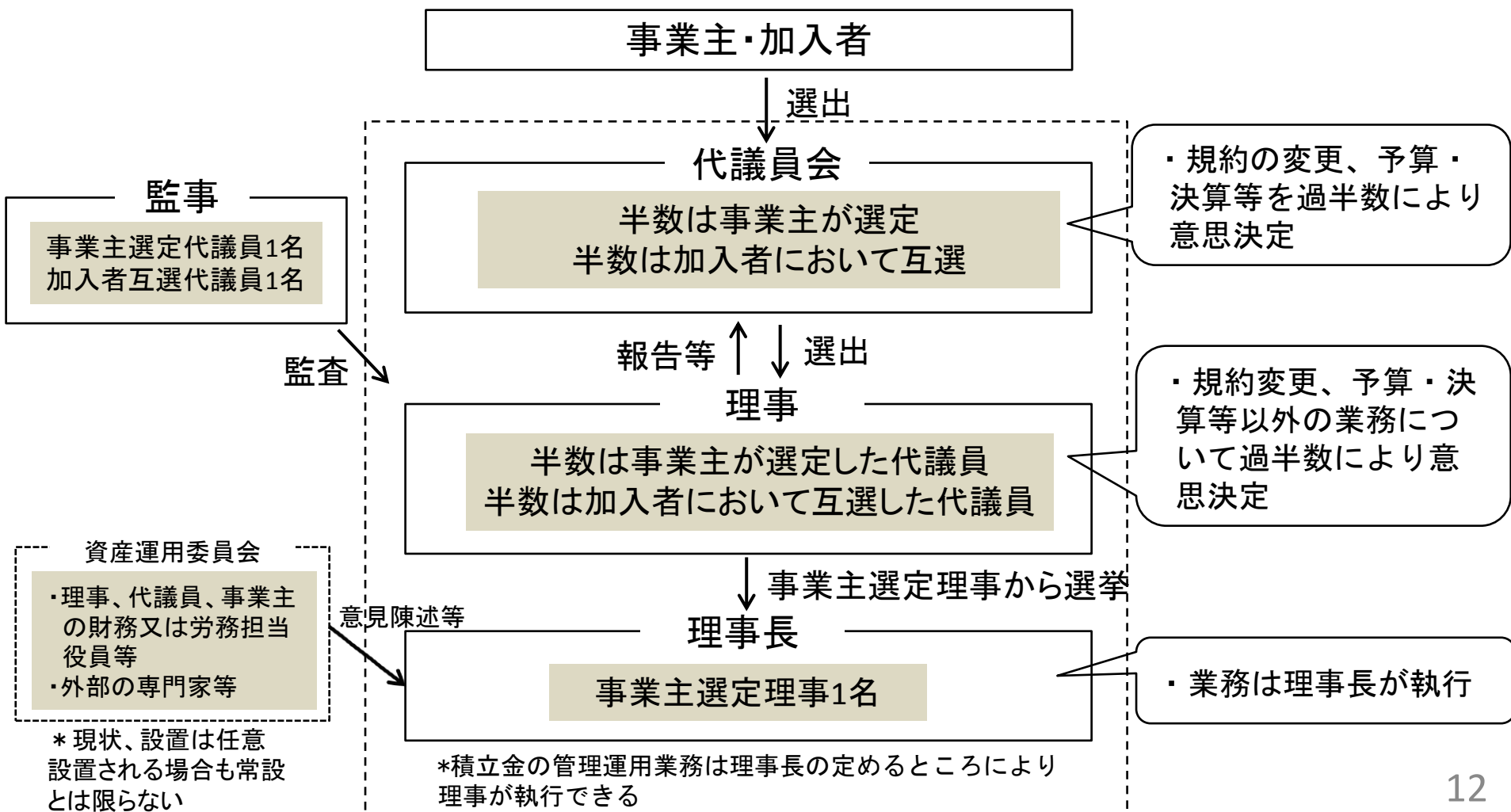
# 基金型DBにおける意思決定と執行

- 規約の変更等の重要事項は事業主と加入者から選出された代議員会が過半数で決定。
- 代議員から理事を選出。
- 規約変更等以外の基金の業務については、理事の過半数により決定し、理事のうちから選出された理事長が執行（積立金の管理運用業務は理事長の定めるところにより理事が執行可能）。
- 監事が業務を監査し、場合により理事長等を補佐する資産運用委員会が置かれる。



# 基金型DBの組織の構成員

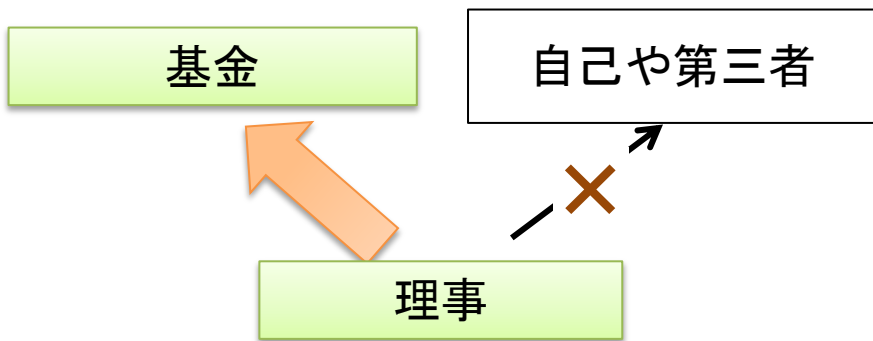
- DB制度においては、基金の代議員会、理事及び監事は、事業主が選定した者と加入者において互選した者それぞれ半々で構成されている。
- 理事長は事業主が選定した理事のうちから選挙して選ばれる。



# 基金型DBの理事の責任

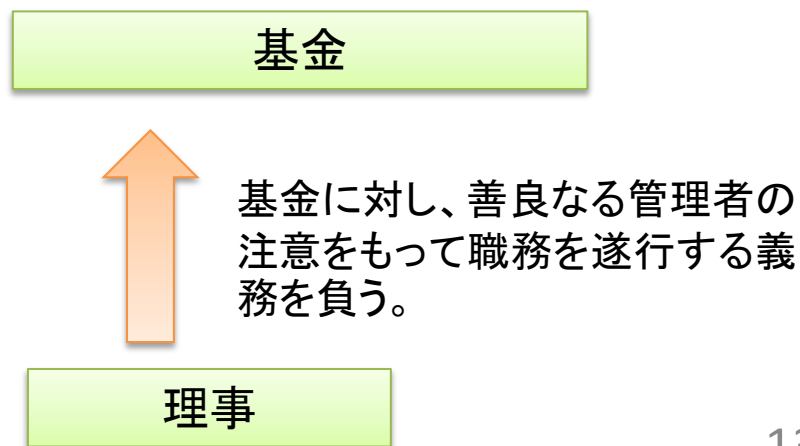
- 基金型DBの理事には、次のような責任がある。
  - ・ 法令、厚生労働大臣の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のために忠実にその業務を遂行する「**忠実義務**」
  - ・ 基金に対し、善良なる管理者の注意をもって職務を遂行する「**善管注意義務**」
- これに加え、理事は積立金の管理運用業務についてその**任務を怠ったときは、基金に対して損害賠償責任を負う**こととされている。

## 《 忠実義務 》



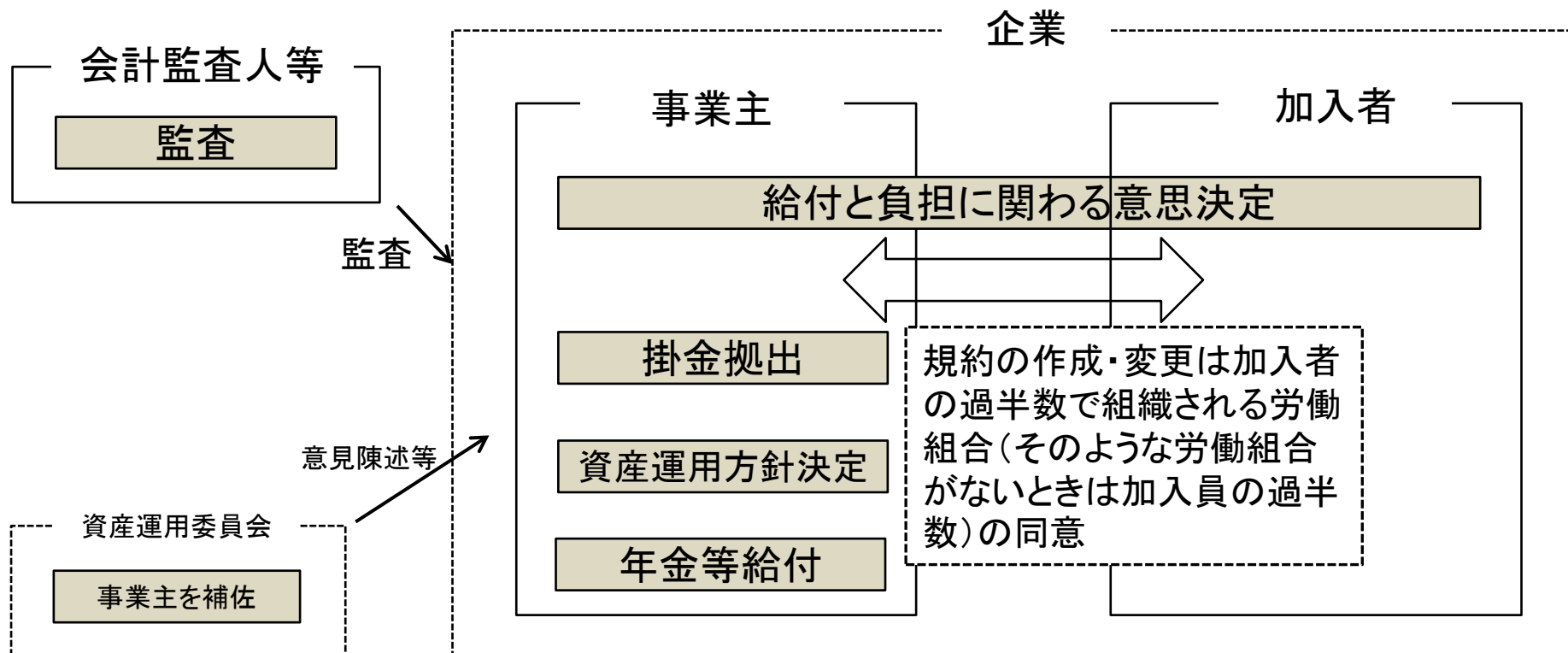
基金のために忠実にその業務を遂行しなければならない。

## 《 善管注意義務 》



## 規約型DBにおける意思決定と執行

- 独立した法人格を持たない規約型DBにおいては、基本的に事業主が運営全般を行う。
- 事業主が給付設計を設定・変更しようとする際は、加入者の過半数で組織される労組（そのような労組がない場合は加入者の過半数）の同意が必要とされる。



\* 現状、設置は任意  
設置される場合も常設  
とは限らない

# 資産運用委員会

□ 資産運用に関する業務は理事長等\*が執行することとなっているが、専門性が重要な資産運用に関しては知見のある者を交えた議論が行われることが有益であることから、資産運用ガイドラインにおいて「資産運用委員会を設置することが望ましい」とされている。

\* 理事長及び理事長の定めるところにより積立金の管理運用業務を執行する理事並びに規約型の事業主

## 《資産運用ガイドラインにおける資産運用委員会の役割等》

	確定給付企業年金に係る資産運用関係者の 役割及び責任に関するガイドライン
設置	○理事長等を補佐するために設置することが望ましい
役割	○運用の基本方針、運用ガイドライン、政策的資産構成割合の策定及び見直し、運用受託機関の評価等に関し、理事長等へ意見を述べること等
構成	理事、代議員、事業主の財務又は労務担当役員等から選任 ※ 専門家等の外部の者を含めることも考えられる。
位置付け等	○資産運用委員会の位置付け等については、各基金の実情に応じて定められるべきであるが、基金の業務の執行に関する意思決定はあくまで理事会又は事業主が行うべきもの



# 基金型DBにおける内部監査

- 理事等による業務運営が適切であるかチェックするのが監査の役割。
- 基金型DBにおいては、内部監査人である監事が少なくとも年1回、基金の業務全般の執行状況を監査することとなっている。

## 基金型DBにおける監事による監査の概要

- **定例監査及び特別監査**がある。

**【定例監査】** 少なくとも年に1回、次の事項等について関係書類の確認等を行う。

- 諸法令、諸規則等の実施状況
- 事務能率や経営合理化の状況
- 事業計画の実施状況
- 経理や掛金に関する事項
- 積立金の管理や運用に関する事項
- 資産の取得、管理や処分に関する事項
- 給付の算定基礎となる給与等の決定や給付の裁定等の処分に関する事項
- 決算に関する報告書及び事業報告書に関する事項
- その他業務の執行に関する事項

**【特別監査】** 特定の事項について、監事が必要と認める都度行う。

- 監査の結果、必要があると認めるときは、**理事長又は代議員会に意見を提出**することができる。

# 行政による監査

- 基金外部の主体である行政庁も、基金の業務全般の執行状況等について監査を行っている。

## 行政によるDBに係る監査の概要

- **一般監査**（書面監査及び実地監査）及び**特別監査**がある。（平成22年度から実施。）

### 【一般監査】

- (1) **書面監査** … 法令遵守状況・業務の執行状況について以下の内容を記載した書面を確認する。
- 適用や給付に関する統計
  - 退職者への手続案内等の状況
  - 個人情報保護に関する事項
  - 運用の基本方針や受託機関別資産額などの資産運用に関する事項
  - 内部監査の実施状況や外部専門家による監査の有無等に関する事項
  - 掛金の納付の状況
  - 加入者や受給者への業務概況の周知の状況
  - 現金の出納及び保管等の状況
- (2) **実地監査** … 加入者原簿の管理状況、代議員会の開催状況、裁定請求書の受付状況など、基金に赴いて実際の状況を確認する。

### 【特別監査】

臨機応変な対応が必要とされる場合に、基金に赴いて事実関係を確認する。

直近の監査実績(平成24年度): DB14,985制度中 804制度を書面監査 115制度を実地監査  
厚生年金基金577基金中 126基金を実地監査

# DBの資産運用に関するルールの現状

□ DBの資産運用については、法の趣旨である安全かつ効率的な運用を行う観点から、分散投資を基本としたルールが定められているところ。

## 《DBの資産運用に関する主なルール》

法律	政令	省令	ガイドライン通知
安全かつ効率的な運用を行う旨 (DB法第67条)	運用の基本方針を定める旨 (DB令第45条)	運用基本方針に定めるべき事項 (DB規則第83条)	運用基本方針策定の考え方
	分散投資に努める旨 (DB令第46条)	政策的資産構成割合を定める努力義務 (DB規則第84条)	政策的資産構成割合策定の考え方
	基金型DBに積立金の管理運用業務を執行する理事を置く旨 (DB令第46条)		理事長等に求められる自己研鑽等
			運用機関の選定・評価の考え方等

\* 規約型DBの場合の運用の基本方針の策定は、小規模(加入員数300人未満かつ資産規模3億円未満)又は簡易なもの(いわゆる受託保証型)については義務づけられていない。

# DBの資産運用の基本方針で定めるべき内容

## 《運用の基本方針に最低限定めることとされている事項》

### ① 積立金の運用の目標に関する事項

例：本制度の運用の目標は、〇〇を達成することとする。

### ② 資産の構成に関する事項

例：本制度は、運用目標を達成するため、国内株式〇%、国内債券△%、外国株式□%、外国債券◎%の構成割合を長期的に維持するものとする。なお、この構成割合は、少なくとも■年ごとに見直すものとする。

### ③ 運用受託機関の選任に関する事項

例：運用受託機関の選任に際しては、運用実績、運用理念、〇〇、△△の項目毎に評価を行い、これらを総合的に勘案して選任する運用機関を決定することとする。

### ④ 運用受託機関の業務に関する報告の内容及び方法に関する事項

例：〇〇毎に資産種類別の運用実績(超過収益及びその要因分解を含む)の報告を受けることとする。  
また、少なくとも△△毎に運用受託機関と直接面談し、評価の参考とする。

### ⑤ 運用受託機関の評価に関する事項

例：〇〇および□□を指標とする定量評価を行う。また、〇〇が生じたことは当該運用受託機関の運用哲学等に整合的なものであるか、説明責任を果たしているか、また△△であるかの観点からの定量評価を組み合わせる。

### ⑥ 運用業務に関し遵守すべき事項

例：本制度の運用業務に携わる者は、◎◎及び□□について十分理解し、〇〇、△△に留意して業務を行うこととする。

(注)上記の記載ぶりの例は、実際の記載内容をイメージしやすくするため示したものであり、これが全てではなく、またこれに限定されるものでもない。

## DBの情報開示内容の現状①

- 加入者に対する説明責任を果たし、加入者利益に沿った企業年金運営が行われるためには、加入者に対する適切な情報開示の仕組みが重要。
- DBの加入員に対しては、法令上、毎事業年度1回以上、給付設計等の業務の概況を情報開示することとされている。運用の基本方針や積立金の運用状況などの加入者の将来の給付に影響が大きい内容についても概況とされており、どこまで詳細に開示するかについての基準は定められていない。

### 《業務の概況として加入者に周知する事項》

1. 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計
2. 加入者の数及び給付の種類ごとの受給権者の数
3. 給付の種類ごとの給付の支給額その他給付の支給の概況
4. 事業主が資産管理運用機関等に納付した掛金の額、納付時期その他掛金の納付の概況
5. 年金数理上の積立ての状況
6. 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況
7. 運用の基本方針の概要
8. その他確定給付企業年金の事業に係る重要事項

## DBの情報開示内容の現状②

- DBにおいては、資産運用に関して年度ごとに資産の種類別構成割合等を記載した部分を含む事業報告書を行政に提出し、事業所等に備え付けることとされている。
- 加入者からの求めがある場合は、業務概況の周知に加え、財務諸表及び事業報告書の開示も行うこととされている。

### 《DBの事業報告書記載事項(資産運用関連部分)》

- 政策的資産構成割合とその期待収益率・リスク(定めている場合)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	その他資産	合計
構成割合	%	%	%	%	%	%	100%
期待収益率	%	リスク	%				

- 資産別 実績時価総額及び実績構成割合(その他資産については主な内訳を付記)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	その他資産	合計
時価総額	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
構成割合	%	%	%	%	%	%	100%

- 運用機関別 委託資産残高

		資産残高
信託銀行計		百万円
内訳	〇〇信託銀行	百万円
	・	百万円
	・	百万円

		資産残高
生命保険計		百万円
内訳	〇〇信託銀行	百万円
	・	百万円
	・	百万円

		資産残高
投資顧問等計		百万円
内訳	〇〇投資顧問	百万円
	・	百万円
	・	百万円

# 1 - 2. 企業年金のガバナンスに関する指摘及び論点の整理

# 企業年金のガバナンスに関するこれまでの議論の場

- 企業年金のガバナンスについては、これまで「企業年金研究会」や「厚生年金基金の資産運用・財政運営に関する有識者会議」といった場で議論されてきた。

## 《企業年金のガバナンスに関するこれまでの議論の場》

### ◎企業年金研究会

(平成18年10月設置、平成19年9月に報告書)

企業年金二法の成立・施行から5年経過することから、その後の改正に向けた議論を行うために年金局長の下に設置。

### ◎厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議

(平成24年4月設置、平成24年7月に報告書)

厚生年金基金等の企業年金に厳しい財政状況が続いていることを踏まえ、対応方針等について議論を行つために厚生労働大臣の下に設置。



# これまでの議論における主な指摘①

- 組織・行為準則に関するこれまでの議論では、権限・責任分担の在り方、資産運用委員会、基金の理事の専門性について、指摘がなされている。

## ①組織・行為準則

### 権限・責任分担の在り方

- 企業年金については、事業主、労働組合、基金など関係者が多く存在し、責任の所在が不明確な仕組みであり、事業主についても、企業年金の創始者・運営者の立場と企業の経営者の立場という2つの立場の利益が相反するとの指摘がある。

企業年金研究会報告書 7. (1)企業年金の創設、運営における権限・責任分担のあり方(要旨)

### 資産運用委員会

- 多様化、複雑化する資産運用に対応していくためには、中立性・公正性の観点にも留意しつつ、資産管理運用業務に関する専門的知識・経験を有する者を構成員に加えていくことが望ましい。
- 資産運用委員会の会議録概要等について、理事会や代議員会へ報告するとともに、事業主や加入員等にも周知していく必要がある。

厚年基金資産運用等有識者会議報告書 2. 今後の資産運用規制の在り方(2)具体的な見直しの方向性(要旨)

### 基金の理事の専門性

- 基金の積立金の運用を執行する理事は代議員から選任され、必ずしも高い専門性が要求されていないため、理事の専門性確保の観点から基金外部の者を理事に選任できるようにする制度改正の要望が見られる。一方、これは労使半々の自治の原則に抵触するのではないかとの指摘もある。

企業年金研究会報告書 7. (2)企業年金における意思決定権限及び関係者の行為準則のあり方(要旨)

# これまでの議論における主な指摘②

- 執行状況の監査等、資産運用のルールに関しては、年金基金の会計監査や適切な資産運用ルールについての指摘がそれぞれなされている。

## ②執行状況の監査等

### 会計監査

- 現状は監事監査であったり、そういった内容をできるだけ会計面において整備をしていくことが重要になってくると思うが、もう少し中長期的には基金というものに対する会計監査の基準づくりをやっていくことが重要

第2回 厚年基金資産運用等有識者会議(山本委員の発言趣旨)

## ③資産運用のルール

### 適切な資産運用ルール

- 受託者が「分散投資」を徹底することにより善管注意義務を果たしていくためには、現在は策定が努力義務となっている政策的資産構成割合を、今後は全ての基金に策定させる必要がある。

厚年基金資産運用等有識者会議報告書 2. 今後の資産運用規制の在り方(2)具体的な見直しの方向性(要旨)

# これまでの議論における主な指摘③

- 加入者への情報開示については、加入者に対する説明責任に関する指摘がなされている。

## ④加入者への情報開示

### 加入者への説明責任

- 委託者である企業年金の加入員等と受託者である企業年金の運営者の間には、資産運用をはじめとして制度運営に関する情報格差がある結果、運営者が加入員等の利益に忠実に行動しなくなるおそれがある。

*第8回企業年金研究会(駒村委員の発言趣旨)*

- 受託者責任ガイドラインにおいて、基金の役職員は代議員会や加入員、事業主等に対し資産運用に関して定期的に報告することとなっているが、基金のガバナンスを強化するため、報告・説明すべき事項についての例示を資産運用ガイドラインに追加する。

*厚年基金資産運用等有識者会議報告書 2. 今後の資産運用規制の在り方(2)具体的な見直しの方向性(要旨)*

# これまでの議論における主な指摘④

- 第8回部会において、「柔軟で弾力的な給付設計」を行った場合のガバナンスのあり方について、別途検討を行うこととしている。

## 「柔軟で弾力的な給付設計」の論点(第8回企業年金部会)

- DB制度については、労使の判断のもと、あらかじめ約束した給付に、積立状況に応じた柔軟性をもつ給付を組み合わせるなど、積立水準(剰余・不足)の状況を一定程度給付にも反映させることのできる、より弾力的な給付設計の導入について、検討してはどうか。
    - (例) ・ 債務に対する積立の水準等に応じて給付のスライド等を調整する仕組み(参考:オランダ)
    - ・ 基本給付(「固い給付」)と副次的給付(「柔らかい給付」)の二層構造で給付を設計する仕組み(参考:カナダ)
    - ・ あらかじめ労使で定めた計画に基づき、積立状況に応じて掛金・給付の調整を行う仕組み。(参考:カナダ)
    - ・ 終身年金を支給する場合において、余命の伸びを年金額改定等に反映させる仕組み(参考:英国)
  - DC制度については、いわゆる「投資教育」を必要に応じて実施することを前提に、労使の判断のもと、資産を集団で運用する仕組みや、これにDB制度からの保証を組み合わせる仕組みの導入について、検討してはどうか。
- ※ 上記設計を導入した場合のガバナンスのあり方については、別途「ガバナンスの確保」について議論する際に検討。**

・OECDによる企業年金のガバナンスに関するガイドラインでは、企業年金のガバナンスを強化することによって適正な運営に資する観点から、次の11項目を提唱している。

### 1. 責任の識別

監督と執行の責任が識別され分離されるべき。

### 2. 統治機関

運営権限を有する統治機関を設置する。統治機関とは別の、統治機関を選出し監督する機関が設置されてもよい。

※ なお、運営が主な役割の機関と監督が主な役割の機関の二層構造となっている場合は、運営が主な役割の機関の方を統治機関と呼ぶ。

### 3. 責任

統治機関はステークホルダーに対して責任を負う。責任が果たせるように、統治機関が職務に反した際には法律上の責任を負わせるべき。統治機関の責任には、個人が金銭的な責任を負うことが含まれてよい。

### 4. 適合性

統治機関のメンバーの資質は、年金基金のガバナンスにおける高水準の高潔さ、有能さ、経験とプロ意識を確保するための最低限の適合性の基準に照らされるべき。統治機関の少なくとも一部のメンバーは、投資戦略などの要となる意思決定を補佐するための適切な専門的資質・経験を有していることが望ましい。

### 5. 権限委譲と専門家の助言

統治機関は、内部スタッフ等に権限委譲が可能。統治機関に責任を全うするために必要な専門知識が欠けている場合は、専門家の助言を求める。

## 6. 監査人

年金組織、統治機関及び制度提供者から独立した監査人が、適切な機関によって任命され、ニーズに応じた定期的な監査を行うべき。

## 7. 年金数理人

すべての確定給付型年金には、年金数理人が選任されるべき。

## 8. カストディアン(資産管理機関)

外部カストディアンを選任した場合、年金資産とカストディアンの資産が分別管理されることを法的に担保するべき。

## 9. リスクベースの内部統制

制度運営上の様々なリスクに応じた適切な内部統制を実施するべき。

## 10. 報告

正確な情報伝達のための報告チャネルを確保する。

## 11. 情報開示

加入員及び受給者は掛金率等の権利義務に関する事項、投資方針、年次の財政・年金数理報告に関する情報が利用できるべきである。資産運用成績については、定期的の開示されるべきである。事務負担を軽減するため、情報開示は例えば定期的に年1回とするなどしてもよい。

## 1. 資産運用規制のあり方について

○労使自治を前提に、運用資産の選択や運用方法は自主的に決定することが基本。

○資産運用については、代議員会、加入者による関与、厚生局による監視機能を強化するため、1) 労使合意による「運用の基本方針」の厚生局への届出、2) 年金規約または「運用の基本方針」で政策的資産構成割合を定めること、3) 代議員会や加入者への「運用の基本方針」と四半期ごとの運用状況の開示等を法令で義務づけるべき。なお、「運用の基本方針」は、現在定めなくてもよいとされている小規模な規約型を含め、策定を義務づけるべき。

## 2. ガバナンスの強化

### (1) 基金型

○代議員会・理事会について、加入者を代表する代議員・理事が参画するよう、従業員の過半数で組織する労働組合がある場合は労働組合代表から選出する、または、労働組合がない場合は従業員の選考により選出するなど、加入者の意思が反映される選出の仕組みを法令で定めるべき。

### (2) 規約型

○企業による利益相反(事業主が掛金の拠出者であり、同時に加入者への忠実義務を負っていること)の問題を解消するため、加入者・労働組合による監視・関与を強化すべき。そのため、企業に制度運営や資産運用に関わる重要事項を審議するための労使等で構成する「委員会」等の設置を法令で義務づけるべき。

### (3) 共通

○「運用の基本方針」、運用機関の選定理由、四半期ごとの運用状況、手数料等費用などの加入者に対する公表を法令で義務づけるべき。

○運用機関の選定にあたって、企業年金または企業が総合的な観点から評価を行うことを法令で義務づけるべき。評価の観点については、運用実績だけでなく、投資指針や運用プロセス、リスク管理の方法、運用体制等を含め、ガイドラインで定めるべき。

□ 日本公認会計士協会からは、年金資産に関する決算報告等の信頼性を確保する必要があるとの観点から、会計監査の活用が提言されている。

### ➤ 提言1 年金基金の財務諸表(年金経理及び業務経理)の会計監査の活用

年金基金の理事等が、年金資産の運用や基金運営の結果についての説明責任を果たすために、決算報告書(年金経理及び業務経理)について、公認会計士等による会計監査を活用することが有効である。これにより、開示情報の信頼性の確保が図られ、加入者等の保護にも資すると考える。

#### ➤ 提言2 私募ファンドの監査又は監査報告書の確認

私募ファンドの決算報告等に会計監査が行われるよう求める趣旨。

#### ➤ 提言3 投資一任先の会計監査の実施

投資顧問会社の決算報告等に会計監査が行われるよう求める趣旨。

#### ➤ 提言4 年金資産の運用に係る検証及び内部統制報告の利用

投資顧問会社の運用パフォーマンスの測定が国際基準に準拠するよう求める趣旨。

※ 提言2~4については、金融庁等において所要の措置が講じられているところ。



# 企業年金のガバナンスに関する論点の整理

□ 現行規定の分類(①組織・行為準則、②執行状況の監査等、③資産運用のルール、④加入者への情報開示)に基づき企業年金研究会等で行われた議論や当部会において既に指摘された事項等を踏まえると、今回当部会において議論すべき論点としては以下のとおり整理できるのではないか。

## 1. 組織・行為準則

- ① 権限・責任分担のあり方
- ② 資産運用委員会
- ③ 基金の理事の専門性
- ④ 柔軟で弾力的な給付設計を行う場合の対応

## 2. 執行状況の監査等

- ・監査のあり方

## 3. 資産運用ルール

- ・分散投資義務や運用状況のチェックのあり方

## 4. 加入者への情報開示のあり方

- ・加入者への説明責任を果たすための情報開示の促進。

## 2. 企業年金のガバナンスに係る論点

# 2-1. 組織・行為準則

# ① 権限・責任分担のあり方

□ 確定給付企業年金(以下「DB」)には、

- (i) 企業から独立した法人格を持つ企業年金基金を設立し、この基金において事業主と加入者が主体的に年金資産の管理・運用や年金給付等を行う「**基金型DB**」と、
- (ii) 独立した法人格は持たず、事業主が実施主体となって、事業主と加入者で定めた規約に基づき、事業主が資産管理運用機関と契約を結び、年金資産の管理・運用や年金給付等を行う「**規約型DB**」

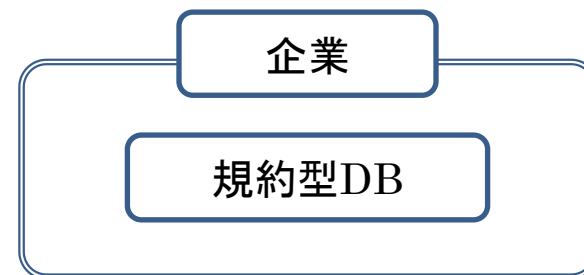
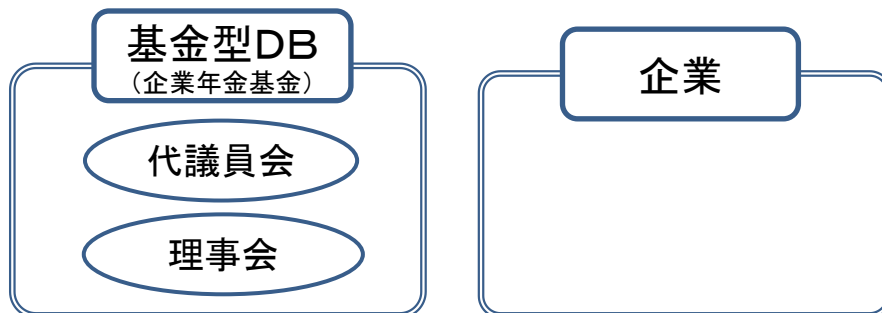
の2つの運営方式がある。

### 《基金型DB》

- ・企業から離れた専用組織で長期的な運用を行うことができる。
- ・代議員会や理事などの意思決定機関や業務執行機関が充実している一方、人件費等の運営コストを要し、規模の小さい企業が単独で実施することが難しい。

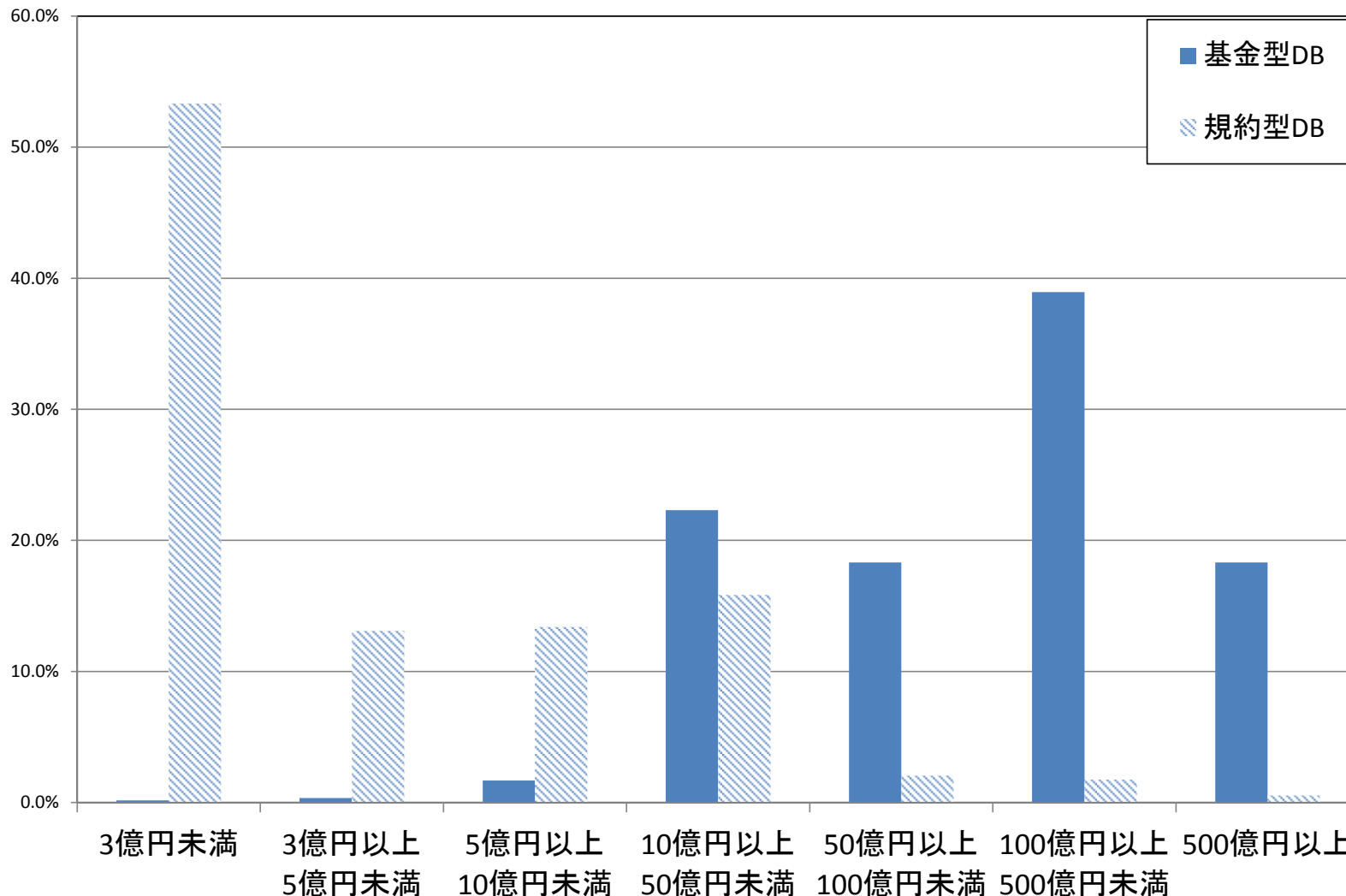
### 《規約型DB》

- ・企業の労務管理の一環として迅速に決定し運営することが可能であり、運営コストも基金型と比べて低い。
- ・事業主が実施主体となるため、企業の経営に左右されやすい。



## (参考)規約型・基金型DBの資産規模別分布

- 規約型DBの約95%が資産規模50億円未満であるのに対して、基金型DBの約75%が資産規模50億円以上となっている。



(出所)DBの平成24年度決算(受託保証型を除く)を基に作成

※ 平成24年度末におけるDB制度の総数は、14,697(規約型:約14,090、基金型:約607)である。

DBには、**基金型**と**規約型**の2つの運営方式がある。これは、

- ・ 創設時において、**確定給付型の統一的な企業年金制度**として、**適格退職年金**と**厚生年金基金**のいずれをも継承する役割が期待されたことや、
- ・ 各企業が、個別のニーズに応じて、**企業年金における意志決定等**に係る仕組みを柔軟に選択できる必要があると考えられたこと、などによる。

平成13年4月3日 衆議院本会議（確定給付企業年金法案審議） 坂口厚生労働大臣答弁 （抄）

御指摘のように、現行の確定給付型の企業年金としては、**厚生年金基金と税制適格年金があり、いずれの制度も、退職金を年金化したケースが多いのは事実**であります。今回の法案は、こうした**確定給付型の企業年金について、積立基準の設定など受給権保護を図るための措置を統一的に定めた**ものであります。

平成13年4月6日 衆議院厚生労働委員会（確定給付企業年金法案審議） 辻政府参考人答弁 （抄）

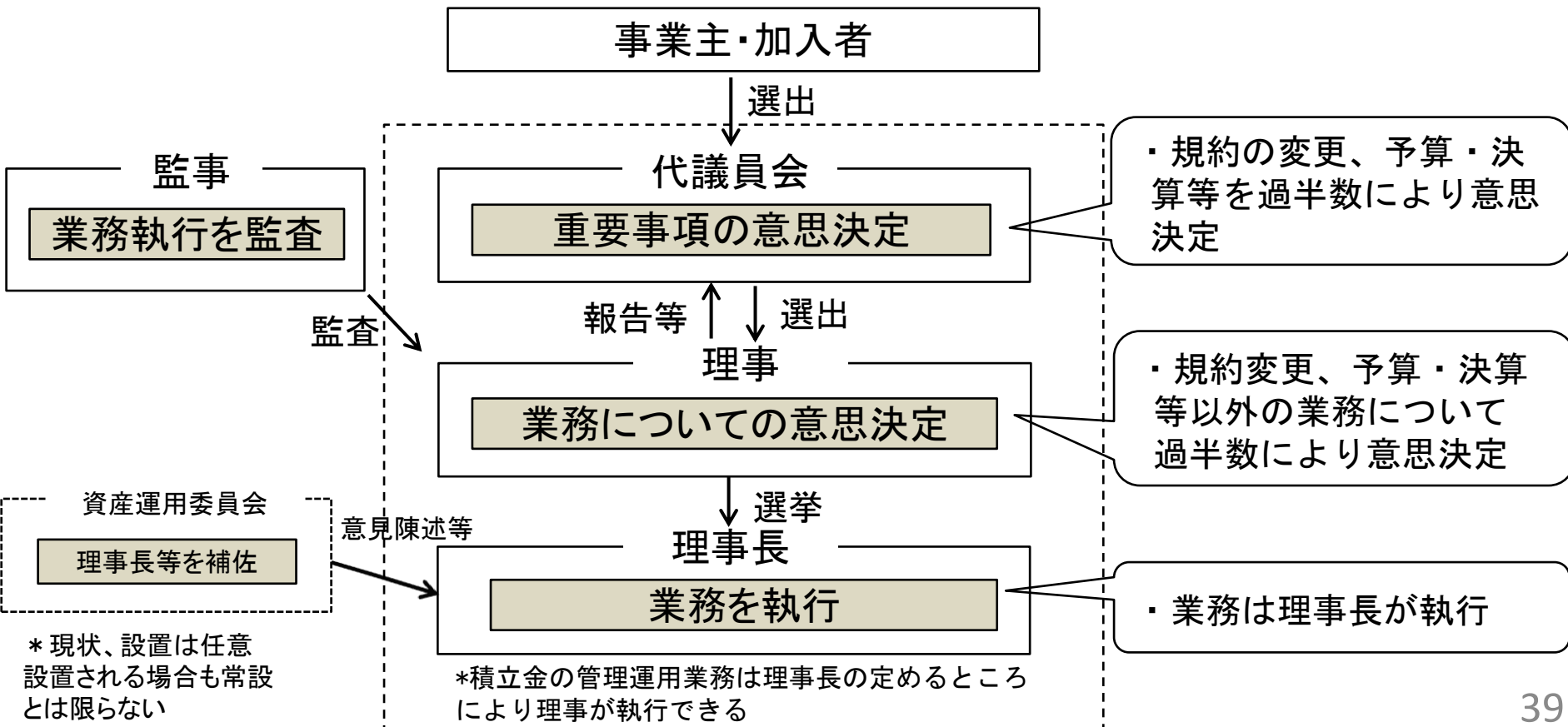
規約型企業年金は、まず労使が合意した年金規約に基づきまして、事業主と信託会社、生命保険等の資産管理運用機関との間で契約を締結いたしまして、事業主、母体企業の外で年金資産を管理運用し、年金給付を行うものでございます。一方、基金型企業年金、これは、母体企業とは別の法人格を持った企業年金基金というものを労使合意に基づいて設立した上で、その基金において年金資産を管理運用し、年金給付を行うものでございます。

**この規約型と基金型の関係でございますが、規約型は、単独の企業が企業年金を実施するには適しておりますが、例えば、中小企業の一定の集団を母体として企業年金を実施する場合のように複数の企業が集まって実施する場合、事業主全員の同意が必要であるといったことなど、意思決定手続で大変煩瑣、非効率な面が出てまいります。このため、母体企業とは別の法人格で、理事会、代議員会などの意思決定の仕組みを持った基金型企業年金が必要として設けられたものでございます。（中略）**

このようなことから、（中略）**個別企業の事情などに応じて適切な選択ができるようにしようとするものでございます。**

# 再掲 基金型DBにおける意思決定と執行

- 規約の変更等の重要事項は事業主と加入者から選出された代議員会が過半数で決定。
- 代議員から理事を選出。
- 規約変更等以外の基金の業務については、理事の過半数により決定し、理事のうちから選出された理事長が執行(積立金の管理運用業務は理事長の定めるところにより理事が執行可能)。
- 監事が業務を監査し、場合により理事長等を補佐する資産運用委員会が置かれる。





# 基金型DBにおける代議員会と理事の役割

- 基金型DBの代議員会においては、給付と負担に関わる基本的事項である給付や掛金に関する事項を決定し、資産の運用を含む一定の専門的・機動的な判断を求められる業務については、代議員から選出された理事が決定することとなっている。

## 《基金の意思決定の最高機関》

### 代議員会

- ・ 加入者・事業主の代表から構成される。
- ・ 議案の準備等に一定の時間が必要。

代議員会  
が直接決定

### 役割

**給付と負担に係る基本的な事項**である給付設計や掛金額等については、代議員会が直接決定。

代議員の中から  
理事を選出

### 理事

- ・ 理事は資産運用に関して自己研鑽。
- ・ 常勤の理事がいることが通例であるため、機動的な対応が可能。

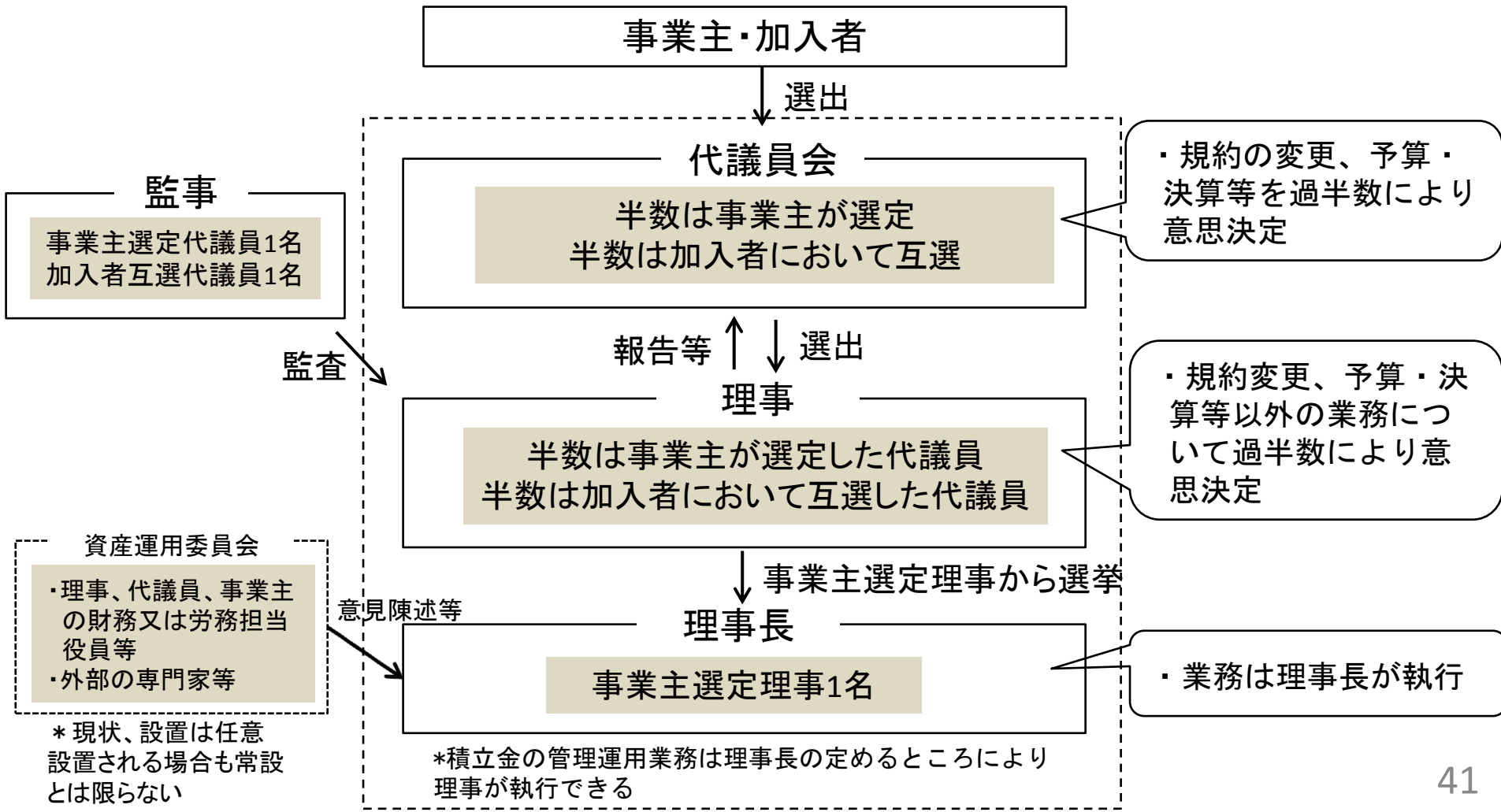
理事が決定

### 役割

資産の運用を含め**一定の専門的・機動的な判断を求められる業務運営**については、代議員から選出された理事が決定。

# 再掲 基金型DBの組織の構成員

- DB制度においては、基金の代議員会、理事及び監事は、事業主が選定した者と加入者において互選した者それぞれ半々で構成されている。
- 理事長は事業主が選定した理事のうちから選挙して選ばれる。



# 基金型DBの意思決定・執行の仕組みに関する有識者の意見等

- OECDのガイドラインにおいては、運営権限のある統治機関の設置及び監督・執行責任の識別・分離を推奨。
- 有識者からも、基金型DBの意思決定・執行の仕組みには一定の評価がされている。

## 関連するOECDのガイドライン

**[統治機関]** 運営権限を有する統治機関を設置する。

**[責任の識別]** 監督と執行の責任が識別され分離されるべき

→ 理事が合議により業務を決定し、理事長が執行する\*仕組みは統治機関に相当し、代議員会は、理事長を含む理事の選出や行為準則違反の理事の交代を行えることから、理事に対する監督機能を持つと言えるのではないか。

\*積立金の管理運用業務は理事長が定めるところにより理事が執行することができる。

## 《有識者の意見》

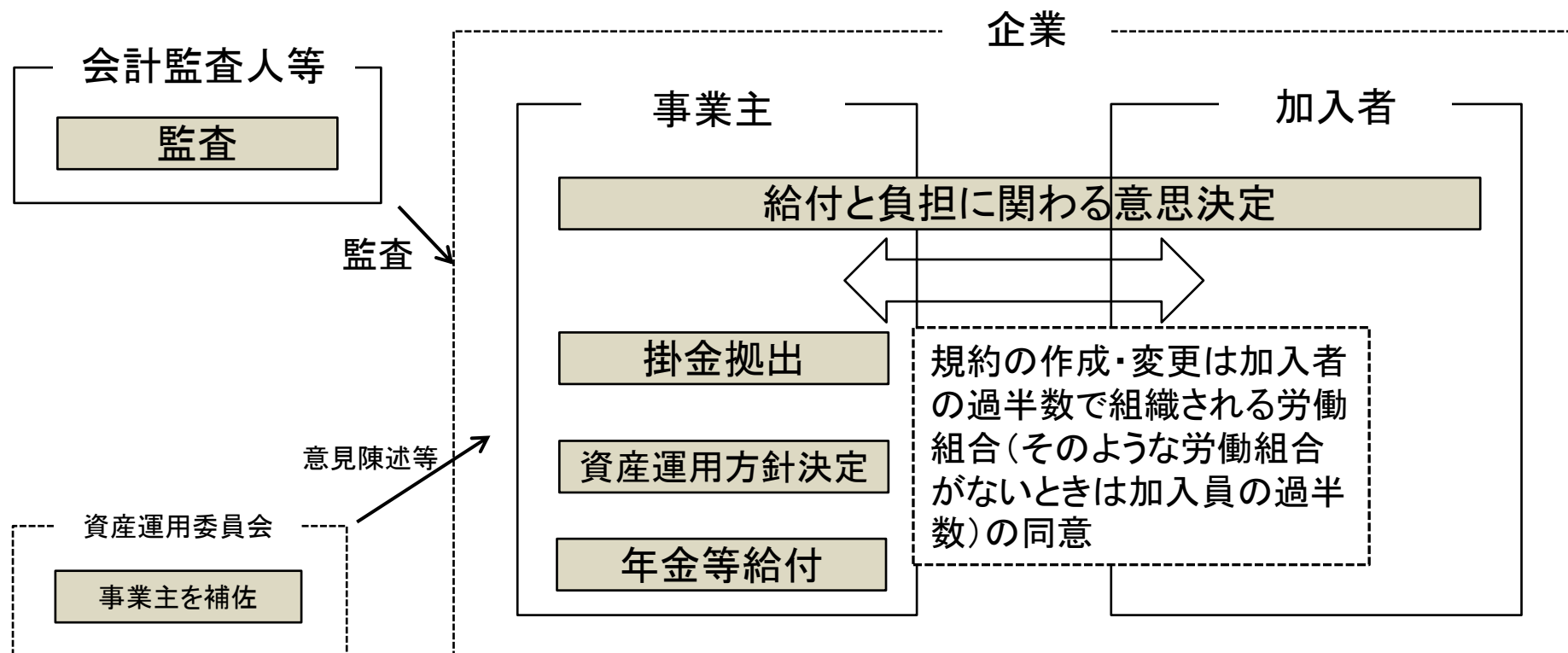
臼杵政治著『企業年金のガバナンス』（ジュリスト平成21年6月1日号より）（要旨）

基金（厚生年金基金及び基金型DB）は事業主から独立した法人である上、労使の代表が統治機関である理事会のメンバーを選任するなど、しっかりとしたガバナンスの組織をもっている。

山口修・田川勝久著『受託者責任と企業年金ガバナンス』（年金と経済 平成23年4月30日号）より（要旨）

基金型DBは意思決定の仕組みが代議員会による集団決定方式を採っている。今後は、集団決定を行う組合型組織としての良さを生かしつつ、変化する市場環境への対応（専門家の活用、業務のアウトソーシングなど）が必要ではないか。

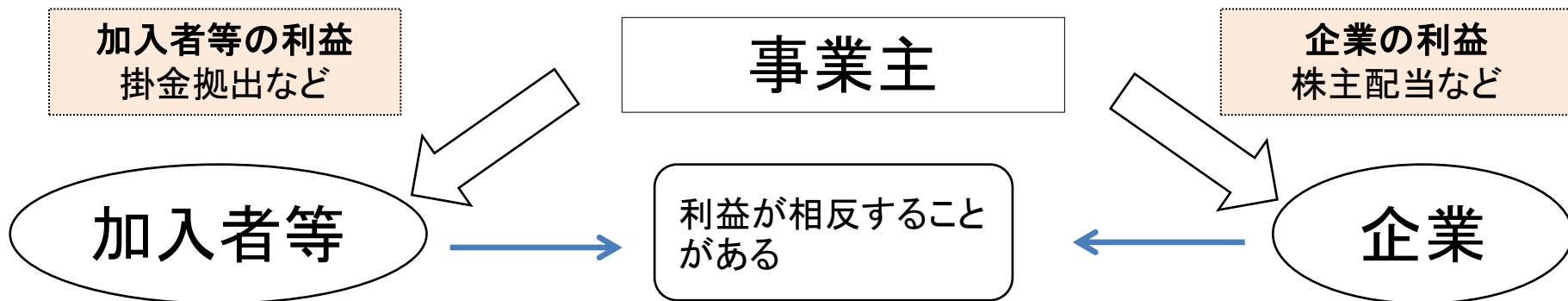
- 独立した法人格を持たない規約型DBにおいては、基本的に事業主が運営全般を行う。
- 事業主が給付設計を設定・変更しようとする際は、加入者の過半数で組織される労組（そのような労組がない場合は加入者の過半数）の同意が必要とされる。



\* 現状、設置は任意  
設置される場合も常設  
とは限らない

# 規約型DBにおける運営構造上の課題

- 規約型DBは、事業主が運営の意思決定・執行を行うこととなっているが、事業主は加入者利益のために企業年金を運営するだけでなく、企業(株主)の利益のために企業を経営する責任も有する。
- このため、規約型DB等では、例えばDB加入者等の給付を確実にを行うために掛金を増加させると企業の収益の減少につながるなど、構造的に企業年金加入者と企業利益が相反する可能性をはらんでいる。
- この課題については、給与等の労働条件と同様に労使交渉によって加入者利益を保護することや制度的に給付減額には厳しい要件を課すなどにより、一定のバランスを図っているところである。



## 加入者等への忠実義務(DB法)

事業主は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分及び規約を遵守し、加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

## 企業への忠実義務(会社法)

取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守し、株式会社のため忠実にその職務を行わなければならない。

# 規約型DBにおける課題への指摘

- 規約型DBについては、例えば規約の変更の際に加入者の合意が必要となっていることなどにより、労使の利益相反の解消が図られているとの指摘がある。

## 《有識者の意見》

- 規約型確定給付企業年金については理事会や代議員会などの枠組み自体が存在しないが、労働組合などを通じて従業員サイドが実質的に関与できる。  
(出所) 森戸英幸編『企業年金ガバナンス』(中央経済社 第8章より(要旨))
- 規約型DBの場合、財政状態の悪化の影響が事業主自身に及ぶことから、事業主と加入員等の利益相反(いわゆるエージェンシー問題)というガバナンスの課題は相当解決される。  
また労働条件の1つである企業年金は労使の緊張関係の中で常にチェックされ、さらに年金法制上、規約型DBの創設及び規約の変更には明文で労使合意が要件とされている。  
(出所) 臼杵政治著『企業年金のガバナンス』((ジュリストH21.6.1)より(要旨))
- 規約型は事業主が運営する点でアメリカの仕組みに似ているが、アメリカにはない特徴的なこととして、制度設定機能について労使合意という網がかぶせられているということがある。  
(出所) 第4回企業年金研究会における小野委員の発言趣旨

# 権限・責任分担のあり方に関する論点

## 【論点】

### (1) 基金型DBの権限・責任分担(代議員会と理事)

- 企業年金は、企業がその従業員の福祉等のために任意で行う制度であり、給付設計や運営体制についても企業の労使の自由な設計を基本としている。  
一方で、企業年金制度は従業員の高齢期の所得保障として重要な位置を占めるものであることから、その運営体制等のガバナンスの仕組みについては、法令で最低限のルールを定めている。
- 企業年金のガバナンスについては、企業年金運営に利害関係者(事業主や加入員)の意思が適切に反映されるとともに、日々の運営が適切に行われるための運営の基本的な仕組みが定められていることが必要であると言える。  
そのため、こうした基本的な仕組みをベースに、個々の企業においてそれぞれの給付設計等に応じて自己責任の下で運営を行っていくことが基本となる。
- こうした観点を踏まえつつ、我が国の基金型DBの企業年金運営体制(意思決定・執行体制の仕組み)を見た場合、重要事項を意思決定する代議員会については事業主・加入者が参画するとともに、業務については代議員会が選出した理事が合議により決定し、理事長が執行することが法令上定められているなど、基本的な仕組みとしては一定の整備が行われていると考えられるのではないか。

# 権限・責任分担のあり方に関する論点

## 【論点】

### (2) 規約型DBの権限・責任分担

- 規約型DBにおいては基本的に事業主が運営上の権限及び責任を有しているが、給付設計の設定・変更は加入者側の同意が必要となるため、加入者が重要な意思決定に関与することが確保されている。
- 規約型DBの母体企業の事業主は企業利益を追求するため加入員の利益と相反するおそれがあるものの、給付設計の変更に加入者側の同意が必要であることなどから、事業主と加入員の利益相反の防止が図られている。  
また、我が国の事業主は実態としてステークホルダー全体の利益を考慮して行動すると言われており、その意味で事業主と加入員の利益相反は起こりにくいのではないか。
- 以上を踏まえると、規約型DBの権限・責任分担体制については、基本的に整備されていると考えてよいのではないか。



## ② 資産運用委員会のあり方

# 再掲 資産運用委員会

□ 資産運用に関する業務は理事長等\*が執行することとなっているが、専門性が重要な資産運用に関しては知見のある者を交えた議論が行われることが有益であることから、資産運用ガイドラインにおいて「資産運用委員会を設置することが望ましい」とされている。

\* 理事長及び理事長の定めるところにより積立金の管理運用業務を執行する理事並びに規約型の事業主

## 《資産運用ガイドラインにおける資産運用委員会の役割等》

	確定給付企業年金に係る資産運用関係者の 役割及び責任に関するガイドライン
設置	○理事長等を補佐するために設置することが望ましい
役割	○運用の基本方針、運用ガイドライン、政策的資産構成割合の策定及び見直し、運用受託機関の評価等に関し、理事長等へ意見を述べること等
構成	理事、代議員、事業主の財務又は労務担当役員等から選任 ※ 専門家等の外部の者を含めることも考えられる。
位置付け等	○資産運用委員会の位置付け等については、各基金の実情に応じて定められるべきであるが、基金の業務の執行に関する意思決定はあくまで理事会又は事業主が行うべきもの

# 資産運用委員会に関する指摘

- OECDのガイドラインでは、統治機関に専門知識が欠けた場合に外部専門家を活用することを推奨している。
- 資産運用委員会については、実質的な運用の審議ができる場として有効との指摘や、資産運用委員会での論議を労使で共有することが必要という指摘がある。

## 関連するOECDのガイドライン

### [権限委譲と専門家の助言]

統治機関に責任を全うするために必要な専門知識が欠けている場合は、専門家の助言を求める。

## 第3回 厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議(蟹江委員提出資料)

理事会・代議員会の開催には実務上の制約（開催頻度の制約、実質審議の時間の短さなど）があることが多い中、事業主側（加入者側）のキーマンが参加でき、実質的に運用の審議ができる資産運用委員会の設置は有効である。

## 厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議報告書(平成24年7月6日)

2. 今後の資産運用規制の在り方(2)具体的な見直しの方向性 ③外部の専門家等による支援体制等
  - 資産運用委員会の会議録を作成・保存するとともに、その概要について直近の理事会や代議員会へ報告し、さらに事業主や加入員等にも周知していく必要がある。

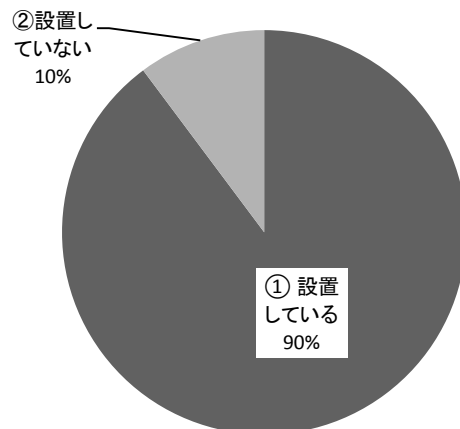
## 【政省令・ガイドライン】

○ 理事長等を補佐するため、資産運用委員会を設置することが望ましい。(ガイドライン六)

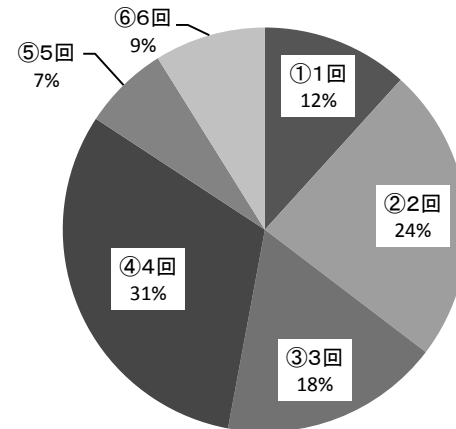
○ 理事、代議員、事業主の財務又は労務に関する業務を担当する役員等の中から理事長が選任する者で構成されることが考えられるが、基金の実状に応じ、専門家等の外部の者を委員とすることも考えられる。(ガイドライン六)

## 【厚生年金基金の運用体制等に関する調査結果】

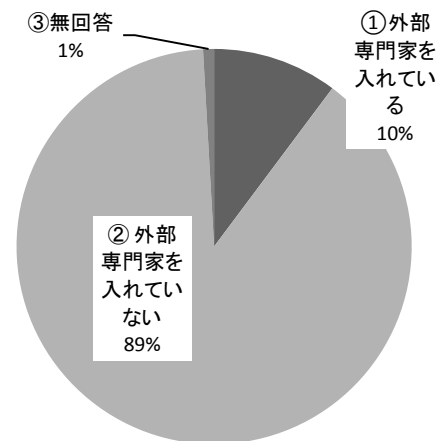
①資産運用委員会の設置



②資産運用委員会の開催頻度



③資産運用委員会における外部専門家の割合



### ① 資産運用委員会の設置

・ 全体(558基金)の約9割は、「資産運用委員会」を設置。

※小規模の基金では、資産運用委員会を設置せず、代議員会や理事会で対応しているとの回答。

### ② 資産運用委員会の開催頻度

・ 年に4回開催が全体の約3割で最も多く、次いで年2回が2割強。

### ③ 資産運用委員会における外部専門家の割合

・ 資産運用委員会を設置している501基金の1基金当たりの平均委員数は8.3人  
 ・ 資産運用委員会に外部専門家を入れているのは全体の約1割(57基金)

# 資産運用委員会のあり方に関する論点

## 【論点】

- 資産運用業務は理事長等\*が執行することとなっているが、専門性が重要な資産運用に関しては、知見のある者を交えた議論が行われることが望ましい。また、資産運用に関して外部の専門家等を交えた場を設けることは、外部専門家を活用することを推奨するOECDのガイドラインにも沿うものと考えられる。

\* 理事長及び理事長の定めるところにより積立金の管理運用業務を執行する理事並びに規約型の事業主

- このため、DBにおいて、資産運用委員会の設置をより促進することとしてはどうか。

※ 例えば一定規模以上のDBに対しては設置を原則義務付けることなどが考えられる。ただし、理事に専門性の高い人材を登用する場合には義務付けないなどの配慮も必要ではないか。

- また、設置した場合、専門家を含めることや、資産運用委員会の議事概要の代議員会への報告や加入者への周知等についても、例えば資産運用ガイドラインに明記してはどうか。

### ③ 基金の理事の専門性のあり方

# 理事の専門性に関する有識者の指摘等

- OECDのガイドラインにおいては、統治機関の少なくとも一部のメンバーは資産運用等に関する適切な専門性を有していることが望ましいとされている。
- 基金外部の専門能力を有する人材を理事に選任することが有効との指摘がある一方、事業主・加入者半々による自治の原則に抵触するとの指摘もある。

## 関連するOECDのガイドライン

### [適合性]

統治機関の少なくとも一部のメンバーは、投資戦略などの要となる意思決定を補佐するための適切な専門的資質・経験を有していることが望ましい。

### 《有識者の指摘》

○今後の考え方として、理事の選出母体は代議員に限定せず、専門能力を有する人材を活用する形に改めた方が、年金ガバナンスの実現に向けて有効であるかも知れない。  
(山口修・田川勝久著『受託者責任と企業年金ガバナンス』(年金と経済H23.4.30)より(要旨))

○理事の専門性の確保の観点から、通常 of 理事の定数の枠外で、外部の運用担当理事を選任できることとする制度改正に対する要望が見られるが、一方で、代議員の構成は労使同数とされていることから、労使自治の原則に抵触するのではないかと の指摘もある。  
(企業年金研究会報告書7. 企業年金のリスク管理(2) 企業年金における意思決定権限及び関係者の行為準則のあり方④基金の管理運用担当理事の要件 より)

# 基金の理事の専門性のあり方に関する論点

## 【論点】

- 資産運用など専門性が求められる業務運営を行う基金型DBの理事は職務にふさわしい資質を有している必要があり、理事の専門性を高めることはOECDのガイドラインにおいても求められている。
- 基金の理事は法令上は代議員から選任することとされており、有識者からは理事の専門性を確保するために基金外部から専門能力を有する者を理事に選任することが有効との指摘がある一方、事業主・加入者半々による自治の原則に抵触するとの指摘もあるところ。
- これらの指摘をふまえ、代議員でない者から専門性を有する者を基金型DBの理事に選任できることとすることについてどう考えるか。



## ④ 柔軟で弾力的な給付設計を行う場合の対応

# 柔軟で弾力的な給付設計を行う場合の関係者の関与のあり方

- DBにおいては、給付設計等を決定する代議員会、資産運用等の業務を決定する理事とも事業主・加入者半々から構成されている。DBでは事業主が掛金負担リスクを負う一方、加入者も給付減額となるリスクを負うため、現状の事業主・加入者が半々で関与する仕組みはリスク負担の度合いから見ても合理性がある。
- しかし、今後、柔軟で弾力的な給付設計を行い、加入者のリスク負担が増す場合は、資産運用等の業務の状況によってリスク負担の増加度合いが変わってくるため、加入者の決定への関与の仕方について検討が必要ではないか。

## 《現状の意思決定への加入員・事業主の関与》

### 代議員会

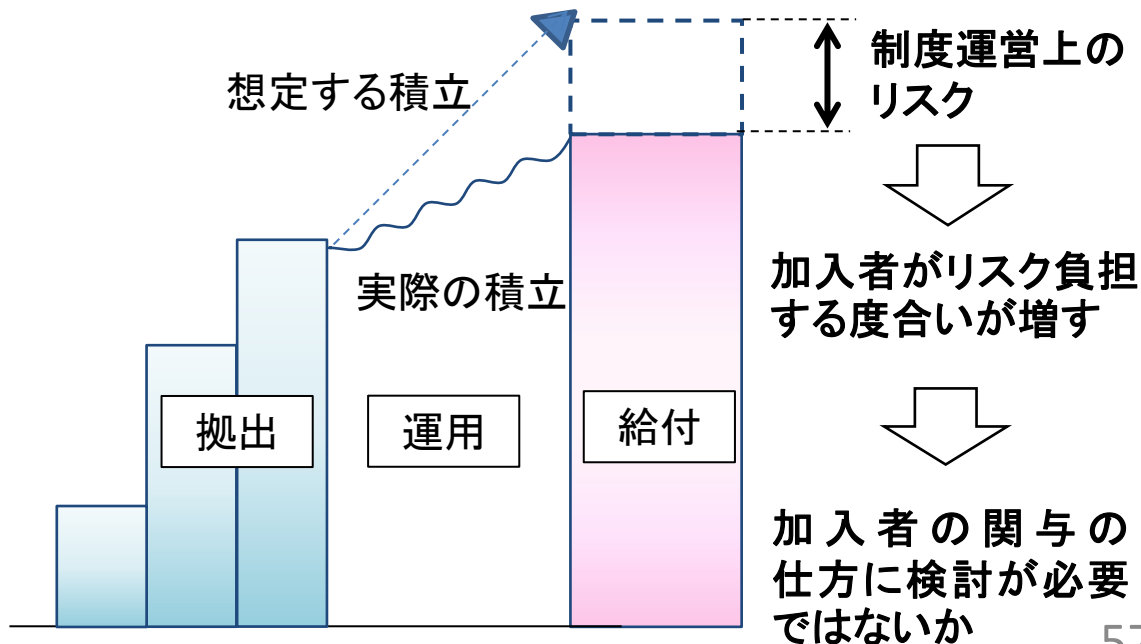
半数は事業主が選定  
半数は加入者において互選

↓ 選出

### 理事

半数は事業主選定代議員  
半数は加入者互選代議員

## 《柔軟で弾力的な給付設計の場合のリスク》



# 諸外国の柔軟で弾力的な給付設計

- 第8回企業年金部会(平成26年9月11日)においては、諸外国の例を参考に、柔軟で弾力的な給付設計の導入について議論が行われ、「柔軟で弾力的な給付設計を導入した場合のガバナンスのあり方については、別途検討する」とされたところ。

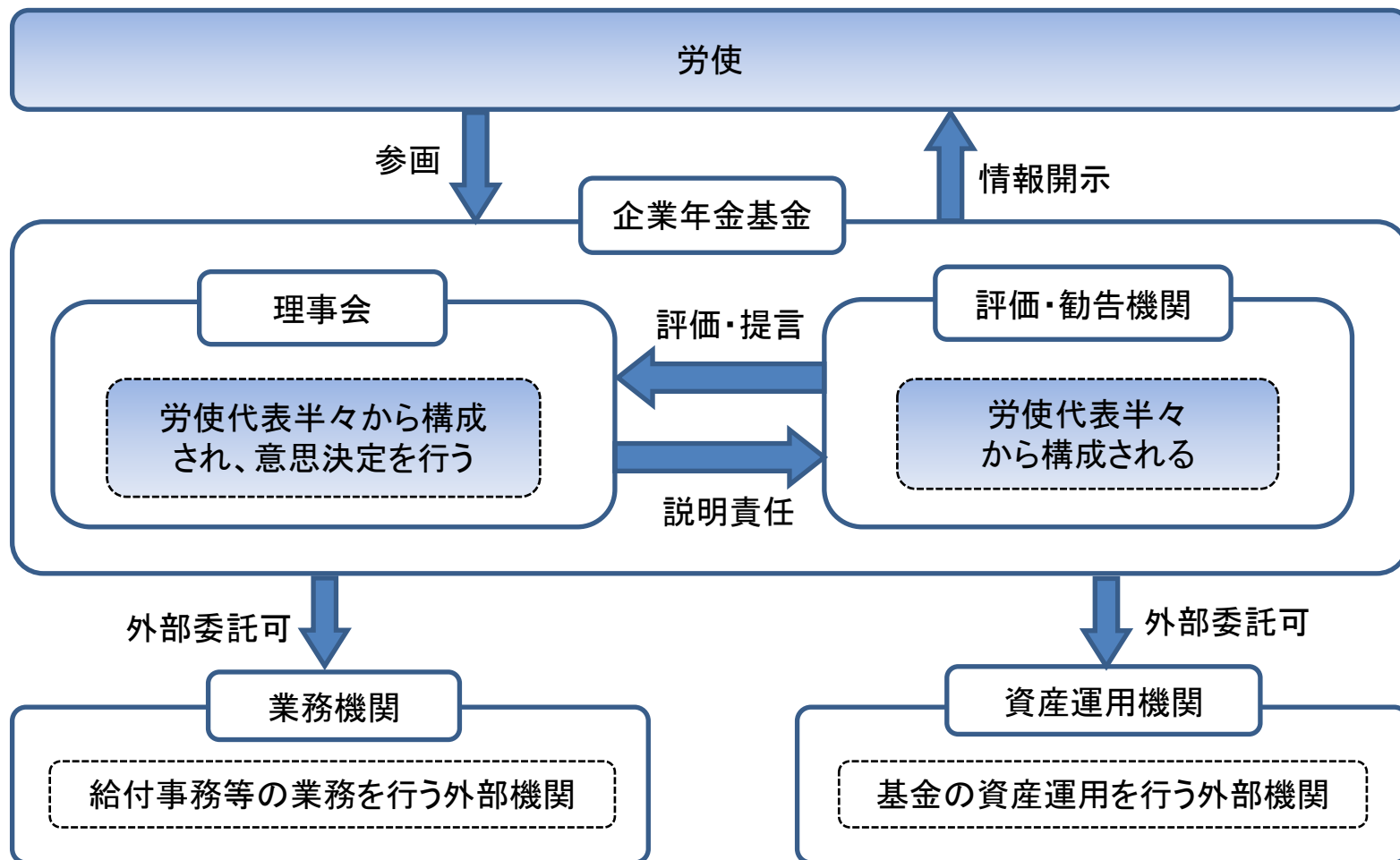
## 〈 諸外国における給付設計の導入・検討事例 〉

※ 第8回企業年金部会資料より抜粋

国	給付設計	概要
オランダ	Collective DC (集団型DC)	DC制度の要素を取り入れたDB制度。掛金水準を一定期間固定し、その間は、年金債務に対する積立水準に応じて年金額のスライド等を調整する仕組み。企業会計上は、確定拠出制度として取り扱われている。(導入済み)
米国	Floor Offset Plan 等	DB制度とDC制度を組み合わせた仕組み。あらかじめ最低保証額(フロア)を設定し、DC制度からの給付が当該額を上回った場合はDC制度からのみ支給、下回った場合はその差額をDB制度から補填(オフセット)する仕組み。(導入済み)
カナダ	Target Benefit Plan (目標給付プラン)	あらかじめ労使で定めた計画に基づき、積立状況に応じて掛金・給付の調整を行う仕組み。給付は、受給権の保護レベルに差のある二層の構造で設定。掛金は、事業主負担を固定しても変動させてもよい。(検討の段階)
英国	Defined Ambition	労使で柔軟にリスクシェアを図るための設計として提案。①平均余命の伸びに応じて支給開始年齢を変化させる等のDB制度の柔軟化、②保証要素を加えたDC制度、③オランダを参考とした集団型DC制度などを提案。(検討の段階。③は法案を提出)

# 柔軟で弾力的な給付設計が可能な諸外国の対応 [オランダ]

- 集団型DCなど柔軟な給付設計を行うことがあるオランダの企業年金においては、意思決定を行う理事会に労使が評価・勧告を行う仕組みがある。

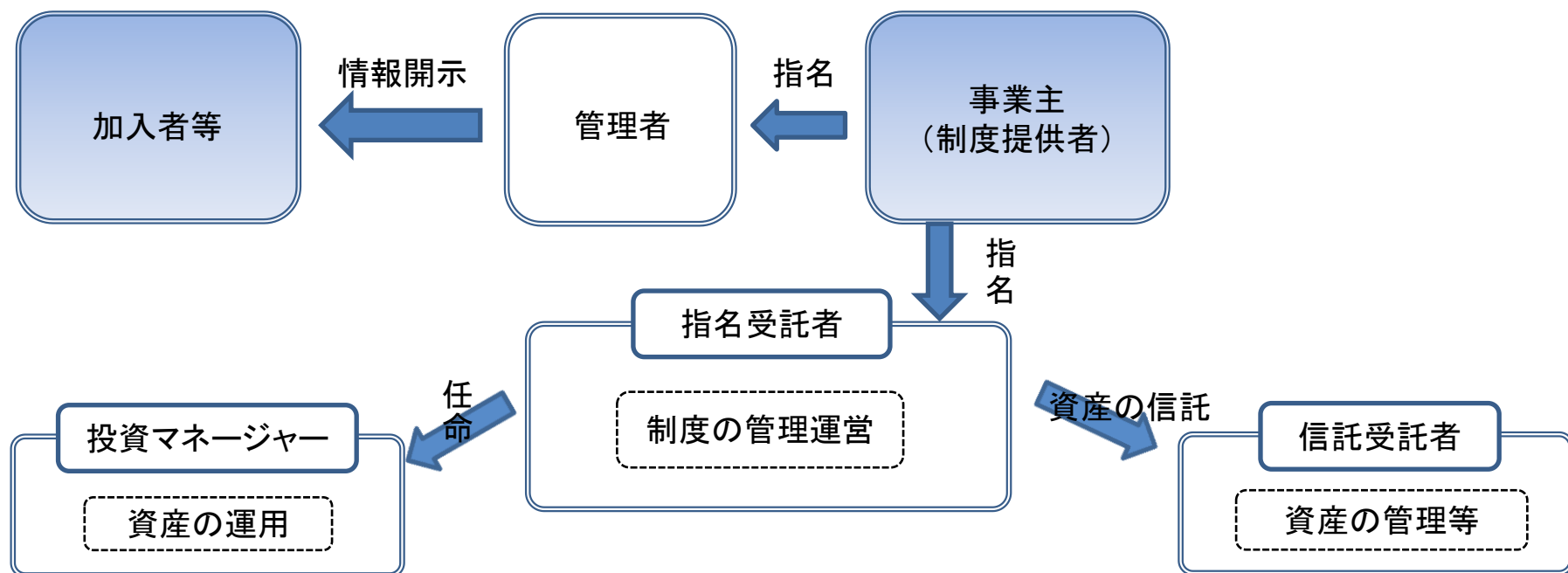


# 柔軟で弾力的な給付設計が可能な諸外国の対応 [アメリカ]

□ アメリカの企業年金制度においては、制度設計は事業主が行い、制度の管理運営を責任をもって行わせるため事業主が自社の従業員等を『指名受託者』として指名。

\* 指名受託者については、制度の運営責任を果たせるよう、加入者の利益に忠実に職務を遂行する義務や、慎重人としての注意義務を負うこと(いわゆるプルードントマンルール)といった義務が定められている。

□ フロアオフセットプラン等の柔軟な給付設計を行う場合であってもこの仕組みで対応し、意思決定機関等を別途設けることは求められていない。



# カナダにおける検討の状況

※ 第8回企業年金部会資料より抜粋

- カナダでは、2014年4月に発出されたコンサルテーションペーパーにおいて「目標給付プラン(Target Benefit Plan)」の導入が提案されている。

## コンサルテーションペーパーの概要

- 掛金の設定は、以下のいずれでもよい。
  - ① 事業主が負担する掛金を固定し、積立不足の際は従業員からの掛金を増加させる。
  - ② 事業主が負担する掛金を所定の上限の範囲内で変動させることにより、積立不足等に対応する。
- 給付の構造は、以下の二層構造とする。
  - ① 保護レベルが高く、最後の手段としてのみ減額が可能な「基本給付」
  - ② 比較的保護レベルが低く、基本給付が減額される前に減額が可能な「副次的給付」
- 次のうちいずれかの方法による財政検証を実施する。
  - ① 「給付債務＋下方乖離準備金」の積立が行われているかどうか
  - ② 給付債務の積立が行われており、かつ、90%以上の確率で基本給付が削減されない見込み、かつ、75%以上の確率で副次的給付が削減されない見込みであるかどうか
- あらかじめ事業主、加入者等の代表者により定めた「積立不足の回復計画」・「積立剰余の利用計画」に基づき、積立不足・剰余の状況に応じて、掛金や給付の調整を行う。  
(計画には、採用した掛金・給付モデルや積立方法と整合的となるように回復・利用の手段やその優先順位を定める。)

# 柔軟で弾力的な給付設計を行う場合の対応に関する論点

## 【論点】

### 柔軟で弾力的な給付設計を行う場合の加入者への配慮

- 現状のDBの代議員会、理事において加入者・事業主が半々の構成となっていることは、両者がそれぞれ一定のリスクを負っていることからみて合理性があると考えられる。
  - ただし、今後、柔軟で弾力的な給付設計を行い、制度運営上のリスクを加入者がより負担する場合には、資産運用等の業務の状況によってリスク負担の増加度合いが異なってくるため、諸外国の状況等も参考に、加入者がリスク負担に見合う形で業務の決定に関与できるような何らかの仕組みについて検討してはどうか。
- ※ 例えば、労使からなる委員会を設けて資産運用の状況についてチェックを行うことが考えられるのではないか。

## 2-3. 監査のあり方（会計監査） について



- 日本公認会計士協会からは、年金資産に関する決算報告等の信頼性を確保する必要があるとの観点から、会計監査の活用が提言されている。

### ➤ 提言1 年金基金の財務諸表(年金経理及び業務経理)の会計監査の活用

年金基金の理事等が、年金資産の運用や基金運営の結果についての説明責任を果たすために、決算報告書(年金経理及び業務経理)について、公認会計士等による会計監査を活用することが有効である。これにより、開示情報の信頼性の確保が図られ、加入者等の保護にも資すると考える。

#### ➤ 提言2 私募ファンドの監査又は監査報告書の確認

私募ファンドの決算報告等に会計監査が行われるよう求める趣旨。

#### ➤ 提言3 投資一任先の会計監査の実施

投資顧問会社の決算報告等に会計監査が行われるよう求める趣旨。

#### ➤ 提言4 年金資産の運用に係る検証及び内部統制報告の利用

投資顧問会社の運用パフォーマンスの測定が国際基準に準拠するよう求める趣旨。

※ 提言2~4については、金融庁等において所要の措置が講じられているところ。

・企業年金に専門家による外部監査を導入することには、監査を通じた業務の適正な運営の確保に資することが期待される一方、専門家による外部監査には一定のコストが必要であることにも配慮が必要である。

○第2回 厚年基金資産運用等有識者会議 (山本委員の発言趣旨)

現状は監事監査であったり、そういった内容をできるだけ会計面において整備をしていくことが重要になってくると思うが、もう少し中長期的には基金というものに対する会計監査の基準づくりをやっていくことが重要。

○平成26年11月11日 参議院財政金融委員会 高階厚生労働大臣政務官答弁 (抄)

先生御指摘のとおり、**会計の専門家の活用の促進については、加入者の方々に対するその開示される情報の正確性が増すという利点がある**と思います。

現在、厚生年金基金の監査は監事が少なくとも年一回行うこととなっておりまして、公認会計士など会計の専門家が関与している例もこの中にはあると承知しております。その一方で、**多くの厚生年金基金が解散に向けた準備を今現在進めている中でございますので、基金に一定のコストを課すことになることにも十分配慮していく必要がある**と考えてございます。

○公認会計士に会計監査業務を依頼した場合、1時間あたりの監査報酬は9千円～1万4千円程度。  
(出所) 平成24年度監査実施状況調査 (日本公認会計士協会)

# 専門家による会計監査に関する他の法人の取扱い

- 一般社団法人等では、基金型DBと同様に業務全般について内部監査等が行われる。
- 一般社団法人等では、基金型DBと異なり、通常の内務監査等に加え、一定規模以上等の場合には専門性の高い会計について外部の専門家による監査が義務づけられており、財務諸表等の正確性の確保や資金流用の早期発見等が図られている。

	一般社団法人等	消費生活協同組合	保険相互会社	株式会社	基金型DB
根拠法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	消費生活協同組合法	保険業法	会社法	確定給付企業年金法
外部会計監査の義務づけ基準	負債200億円以上	共済事業を行いかつ負債200億円以上	無条件に義務付け	資本金5億以上又は負債200億円以上	— (規定なし)
監査される対象	財務諸表及びその付属明細	財務諸表及びその付属明細	財務諸表及びその付属明細	財務諸表及びその付属明細	— (規定なし)
会計監査を行う者	監査法人又は公認会計士	監査法人又は公認会計士	監査法人又は公認会計士	監査法人又は公認会計士	— (規定なし)

# 監査のあり方(会計監査)に関する論点

## 【論点】

- 基金型DBについては、業務の運営状況全般に関して基金内部の監事のほか行政庁も監査を行っているが、会計のように専門性の高い分野について監事や行政庁の職員が行う監査には一定の制約がある。
- 年金基金の会計監査については有識者等から指摘があるほか、日本公認会計士協会からも活用に向けた提言があるが、一定のコストを要することに配慮が必要。
- こうした点を踏まえ、基金型DBについても、一般社団法人等の他の法人と同様に、外部の専門家による会計監査を促進していくこと(義務づけ、ガイドラインで推奨等)についてどう考えるか。
- ※ OECDのガイドラインにおいては、年金組織、統治機関、制度提供者から独立した監査人が監査を実施することが推奨されている。基金型DBの監事は統治機関である理事からは独立した監査人であるものの、必ずしも会計の専門家ではない。
- ※ 仮に専門家による会計監査を義務づけたとしても、一定のコストを要することから、例えば①大規模又は総合型など利害関係者が多く、かつ  
②不正が起きやすい資金管理を行っているなど業務の適切性の確保が難しいと考えられる状況を抱えている制度等  
に対象を絞るなどの対応が考えられる。

## 2 - 3 . 資産運用ルールのある方

□ DBの資産運用については、法の趣旨である安全かつ効率的な運用を行う観点から、分散投資を基本としたルールが定められているところ。

### 《DBの資産運用に関する主なルール》

法律	政令	省令	ガイドライン通知
安全かつ効率的な運用を行う旨 (DB法第67条)	運用の基本方針を定める旨 (DB令第45条)	運用基本方針に定めるべき事項 (DB規則第83条)	運用基本方針策定の考え方
	分散投資に努める旨 (DB令第46条)	政策的資産構成割合を定める努力義務 (DB規則第84条)	政策的資産構成割合策定の考え方
	基金型DBに積立金の管理運用業務を執行する理事を置く旨 (DB令第46条)		理事長等に求められる自己研鑽等
			運用機関の選定・評価の考え方等

\* 規約型DBの場合の運用の基本方針の策定は、小規模(加入員数300人未満かつ資産規模3億円未満)又は簡易なもの(いわゆる受託保証型)については義務づけられていない。

# 厚生年金基金の資産運用ルール見直しの背景

- 厚年基金の資産運用で顕在化した問題に対処するため、厚年基金等有識者会議の報告書において、政策的ポートフォリオの策定義務づけ、運用受託機関の総合的評価の推進等の方向性が示された。

## 厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議報告書 (資産運用ルール関連部分の概要)

### 2. 今後の資産運用規制のあり方

#### (2) 具体的な見直しの方向性(要旨)

##### ① 受託者責任の明確化

- 基金の理事長や理事が善管注意義務を適切に果たしていくため「分散投資」を徹底していく必要がある。
- このためには、まず現在は策定が努力義務となっている政策的資産構成割合を、今後は全ての基金に策定させる必要がある。

##### ② 基金の資産管理運用体制の強化

- 現行のガイドラインにも運用受託機関の選任・評価に当たっては総合評価を行う旨の記述があるが、先進的な事例も参考にしつつ、より具体的な例を追加する必要がある。

# 厚生年金基金の資産運用ルールの見直し

□ 厚生年金基金の資産運用については、厚生年金基金資産運用等有識者会議報告書（平成24年7月）を受けて見直しが行われた。

## 《厚生年金基金の資産運用ルールの主な見直し内容》

- 政策的ポートフォリオの策定を義務づけ(規則第42条)
- 資産運用業務報告書の行政庁への提出を義務づけ(規則第56条)
- 運用の基本方針の行政庁への提出を義務づけ(規則第56条)
- 特定の運用機関への運用委託の過度な集中を避ける義務を追加(ガイドライン通知)
- オルタナティブ投資を行う場合の配慮を追加(ガイドライン通知)
- 運用受託機関の総合評価の方法について、先進的事例も踏まえた具体例を追加(ガイドライン通知)



# 資産運用ルールのあるり方に関する論点

## 【論点】

### 適切な資産運用ルール

- 厚生年金基金については、積立金を安全かつ効率的に運用するためには長期的に維持すべき資産構成割合を策定すること等が必要であるとの平成24年の厚年基金資産運用等有識者会議報告書を受けて、資産運用に関するルール(「資産運用ガイドライン」等)が見直された。
- 同報告書で示された年金資産の運用ルールの考え方は基本的にはDBについても当てはまることから、厚生年金基金の資産運用ルールの見直しを参考にして、DBの資産運用ルールについても一定の見直しを行うこととしてはどうか。
- ※ 現状、資産規模3億円未満等の規約型DBについては、適切な分散投資を図ることが難しいこと等に配慮し運用基本方針の策定が義務づけられない扱いとなっているが、このような取扱いについてどのように考えるか。

## 2 - 4 . 加入者への情報開示の あり方

- 加入者に対する説明責任を果たし、加入者利益に沿った企業年金運営が行われるためには、加入者に対する適切な情報開示の仕組みが重要。
- DBの加入員に対しては、法令上、毎事業年度1回以上、給付設計等の業務の概況を情報開示することとされている。運用の基本方針や積立金の運用状況などの加入者の将来の給付に影響が大きい内容についても概況とされており、どこまで詳細に開示するかについての基準は定められていない。

### 《業務の概況として加入者に周知する事項》

1. 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計
2. 加入者の数及び給付の種類ごとの受給権者の数
3. 給付の種類ごとの給付の支給額その他給付の支給の概況
4. 事業主が資産管理運用機関等に納付した掛金の額、納付時期その他掛金の納付の概況
5. 年金数理上の積立ての状況
6. 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況
7. 運用の基本方針の概要
8. その他確定給付企業年金の事業に係る重要事項

- DBにおいては、資産運用に関して年度ごとに資産の種類別構成割合等を記載した部分を含む事業報告書を行政に提出し、事業所等に備え付けることとされている。
- 加入者からの求めがある場合は、業務概況の周知に加え、財務諸表及び事業報告書の開示も行うこととされている。

### 《DBの事業報告書記載事項(資産運用関連部分)》

- 政策的資産構成割合とその期待収益率・リスク(定めている場合)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	その他資産	合計
構成割合	%	%	%	%	%	%	100%
期待収益率	%	リスク	%				

- 資産別 実績時価総額及び実績構成割合(その他資産については主な内訳を付記)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	その他資産	合計
時価総額	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
構成割合	%	%	%	%	%	%	100%

- 運用機関別 委託資産残高

		資産残高
信託銀行計		百万円
内訳	〇〇信託銀行	百万円
	・	百万円
	・	百万円
	・	百万円

		資産残高
生命保険計		百万円
内訳	〇〇信託銀行	百万円
	・	百万円
	・	百万円
	・	百万円

		資産残高
投資顧問等計		百万円
内訳	〇〇投資顧問	百万円
	・	百万円
	・	百万円
	・	百万円

# 情報開示に関する諸外国の事例等

- OECDのガイドラインでは、加入者への説明責任を果たす観点から、投資方針の開示及び資産運用成績の定期的開示を行うことを提唱している。
- アメリカやオランダにおいては、我が国のDBとおおむね同様の財務諸表、年金数理上の積立状況については開示を行っている(オランダにおいては運用利回りも開示することが一般的)。

## 関連するOECDのガイドライン

### [情報開示]

加入員及び受給者は掛金率等の権利義務に関する事項、投資方針、年次の財政・年金数理報告に関する情報が利用できるべきである。資産運用成績については、定期的の開示されるべきである。事務負担を軽減するため、情報開示は例えば定期的に年1回とするなどしてもよい。

## 《アメリカのDBにおける開示内容》

- 次のような内容を含む年次報告書を開示
  - ・ 財務諸表
  - ・ 年金数理上の積立状況
  - ・ 指名受託者の名称・所在地

(出所: U.S.Code § 1023 “Annual Reports”)

## 《オランダのDBにおける開示内容》

- 次のような内容を含む年次報告書を開示
  - ・ 財務諸表
  - ・ 年金数理上の積立状況
  - ・ 物価スライド等の実施状況
  - ・ 資産運用利回り

(オランダの年金基金が開示している年次報告書に一般的に見られる内容)

# 加入者への情報開示のあり方に関する論点

## 【論点】

### (1) DBの加入者への情報開示のあり方

- 加入者が基金に資産運用を任せているDBにおいては、投資方針及びその方針に基づいて投資した結果どのような運用成績となったのかは加入者にとって重要な情報である。OECDのガイドラインにおいても投資方針及び運用成績を開示すべきとされている。
- 我が国のDBについては、投資方針の概要及び運用の概況の開示義務があるものの、どの程度詳細に開示するか<sup>1</sup>の基準は規定されていない。投資方針の具体的内容及び運用成績が適切に開示されるよう、運用の基本方針の全文を開示するとともに、資産運用利回りを年に1回開示することを義務づけてはどうか。
- ※ 資産運用に係るその他の情報については、運用機関との交渉力や信頼関係を削ぐおそれのない範囲で、基金又は事業主の判断により開示することとしてはどうか。

### (2) 柔軟で弾力的な給付設計を行う場合の情報開示のあり方

- 柔軟で弾力的な給付設計を行い、加入者がリスクを負担する度合いが増す場合については、例えば資産運用状況の詳細(運用受託機関ごとの資産運用利回り等)について加入者の代表が確認できることとするなどの対応をしてはどうか。
- ※ 運用機関との交渉力や信頼関係を削がないように必要があれば、加入者の代表には守秘義務を課すことも考えられる。